

第1条 BizSTATION サーバ接続サービス

1. BizSTATION サーバ接続サービスとは
BizSTATION サーバ接続サービス(以下「本サービス」といいます。)とは、契約者(以下「お客様」といいます。)が当行に対し、サーバ間接続やパーソナルコンピューター等を通じて、インターネット等により本「BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定」(以下「本規定」といいます。)に定める以下の取引、サービス提供その他各種機能提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引、サービスその他各種機能の提供を行うことをいいます。
 - (1)「振込」取引
 - (2)「総合振込」取引、「給与賞与振込」取引、「特別徴収地方税納入」取引
 - (3)「取引通知」サービス
 - (4)「口座振替」サービス
 - (5)その他当行が別途指定する取引・サービス
2. サーバ間接続
「サーバ間接続」とは、当行所定の方法によりお客様のサーバと当行のサーバをインターネットまたは仮想専用線(IP-VPN)で直接接続し、データの送受信を行う機能をいいます。
3. 使用できる機器
本サービスの利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限ります。本サービスに使用する機器等は、お客様の負担および責任においてお客様が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。
4. 利用時間
本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。なお、利用時間は取引により異なります。利用時間は変更されることがありますので、当行ウェブサイト上でご確認ください。
5. 利用手数料等
 - (1)本サービスの利用にあたっては、本サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額(お客様が非居住者であるか、また本サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。)をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で隨時ご確認ください。この場合、当行は本サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客様から届け出でいただく「代表口座」(第6項に定めます。)から当行所定の日に自動的に引落します。利用手数料の引落結果につきましては、所定の期間ウェブサイト上に表示しますので、都度ご確認ください。なお引落口座の残高不足等により、所定の期間内に利用料金の引落しができなかった場合、ウェブサイト上でのご確認はできません。(本サービス利用手数料および消費税の引落しができなかった場合、当行は引落しができなかった額に相当する金額を代表口座またはサービス指定口座(第10条第2項第1号に定めます。)から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落しができるものとします。)
 - (2)本サービスによる資金移動取引(第11条、第12条、第14条にそれぞれ定める「振込」取引、「総合振込」取引、「給与賞与振込」取引、「特別徴収地方税納入」取引を総称して「資金移動取引」といいます。)および第16条に定める「口座振替」サービスの実施にあたっては、振込手数料、特別徴収地方税納入に関し納入書ごとにかかる手数料(以下「地方税基本手数料」といいます。)と他行取次分について納入書ごとにかかる手数料(以下「為替手数料」といいます。また、地方税基本手数料と為替手数料を総称して「特別徴収地方税納入取引に関する手数料」といいます。)および口座振替取扱手数料ならびに消費税をいただきます。加えて、本サービスによる各取引については、特別徴収地方税納入取引に関する手数料および口座振替取扱手数料のほか、データ処理手数料および消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随时ご確認ください。この場合、当行は振込手数料、特別徴収地方税納入取引に関する手数料、口座振替取扱手数料およびデータ処理手数料ならびに消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客様から届け出でいただく引落方法により自動的に引落します。引落方法は、振込手数料、為替手数料、口座振替取扱手数料およびデータ処理手数料についてはお客様が第2条に定める「申込書」において届け出した内国為替手数料の引落方法とし(ただし、内国為替手数料の引落方法が都度引落す方法による場合、為替手数料については納入指定日の2営業日後に納入資金引落口座より引落すものとします。)、地方税基本手数料については納入指定日の2営業日後に納入資金引落口座より引落すものとします。(振込手数料、特別徴収地方税取引に関する手数料、口座振替取扱手数料およびデータ処理手数料ならびに消費税の引落しができなかった場合、当行は引落しができなかった額に相当する金額を代表口座またはサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落しができるものとします。)
 - (3)当行は本サービス利用手数料、振込手数料、特別徴収地方税納入取引に関する手数料、口座振替取扱手数料およびデータ処理手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。また今後提供するサービスの変更等に伴い本サービスに係わる諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、特段の規定のない限り第1号および前号と同様の方法により引落します。
6. 代表口座
お客様は、当行国内本支店に所在するご本人名義の普通預金口座または当座預金口座(いずれも円預金に限ります。)の一つを、本サービスによる取引に主に使用する口座(以下「代表口座」といいます。)として第2条に定める「申込書」において届け出るものとします。お客様が代表口座として届け出た口座のお届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込、届出、依頼、通知等に使用します。本サービスのほか、BizSTATION に係る契約を締結し、本サービスおよび BizSTATION に係る代表口座を同一とする場合には、第11条第1項に規定する「振込」ならびに BizSTATION 利用規定第7条第1項および第8条第1項に規定する「振替」および「振込」に係る振込手数料引落方法等(以下「振込手数料引落方法等」といいます。)は、同一内容になることを要し、振込手数料引落方法等の内容が異なる場合には、振込手数料引落方法等の内容を統一するものとします。

7. お客様および利用申込者(第2条第1項に定めます。)は、第2条に定める「申込書」の代表口座お届出印欄に押捺された印鑑を押捺して作成した書面が、本サービスに関するお客様または利用申込者の意思を表示したものとみなされることに同意するものとします。
8. 当行が代表口座お届出印と、書面による申込、届出、依頼、通知等に押印された印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱ったうえは、申込、届出、依頼、通知等に偽造、変造その他事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第2条 利用申込

1. 本サービスの利用を申込される方(以下「利用申込者」といいます。)は、本規定その他関連諸規定(BizSTATION 利用規定、BizSTATION 取引通知サービス利用規定および BizSTATION 口座振替サービス利用規定を含みます。以下同じです。)の内容をご了承のうえ「BizSTATION サーバ接続サービス利用申込書・解約依頼書」(以下「申込書」といいます。)その他の当行所定の必要書類に必要事項を記載して当行に提出するものとします。
2. 利用申込者は、前項に基づく利用申込にあたり、当行所定の方法により、第1条第1項に規定する本サービスのうち、利用する取引、サービス(以下「取引種別」といいます。)を選択して申し込むものとします(ただし、同項第5号(当行所定のものに限ります。)のサービスは選択の有無にかかわらず利用することができます。)また、当該申込後に追加・取止めがある場合、当行所定の方法により、当行に届け出るものとします。ただし、お客様は、第1条第1項第1号乃至第4号に規定する本サービスのうち少なくとも1以上の取引、サービスを利用しないわけなりません。
3. 本サービスは、お客様が当行所定の方法により取引種別ごとに届出する利用開始日から利用が可能になります。第1条第5項第1号の手数料は当該利用開始当日から発生するものとします。
4. 当行は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾するときは、利用申込者に対し、取引時にお客さま本人であることを確認するために必要な契約者番号および電子証明書取得用パスワード等を記載した本サービスのご利用開始に必要な説明書類(以下「説明書類」といいます。)をご送付します。承諾通知および説明書類のご送付先は、利用申込者の届出住所(代表口座として届け出た口座の登録住所をいいます。以下同じです。)によるものとします。ただし、当行は、利用申込者のお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、本サービスのお申込を承諾しないことがあります。
5. 提出された申込書に不備があった場合には、あらためて申込書の提出をお願いすることがあります。当初提出された不備申込書につきましては、当行の判断により、届出住所への返送・廃棄その他適宜の処理をさせていただくことがあります。また、当行所定の申込書用紙に加えられた一切の追加、削除および修正等は無効とし、当行はかかる修正等がないものとして扱います。
6. 当行は、次のいずれかの事由に該当する場合には、本サービスの利用の申込を、当該申込が同一代表口座のものであるか否かにかかわらず、承諾しない(または承諾を撤回する)ことができるものとします。

- (1)本サービスの利用を申込みされる以前に別途すでに本サービスに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第22条第5項(当行からの解約)に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて本サービスを利用した事実が認められる場合、またはお客さまが第22条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
- (2)本サービスの利用を申込みされる以前に別途すでに BizSTATION に係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、BizSTATION 利用規定第19条第5項(当行からの解約)に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて BizSTATION に係るサービスを利用した事実が認められる場合、またはお客さまが BizSTATION 利用規定第19条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
7. 他規定の準用
- (1)第1条第1項第2号に定める本サービスの利用を申し込んだ場合、当該サービスの利用にあたっては、「給与賞与振込取扱規定(BizSTATION)」が準用されます(ただし、補則に係る条項を除きます)。なお、同規定が適用されるにあたっては、「BizSTATION「総合／給与振込サービス」を「本サービスに基づく「総合振込・給与賞与振込取引」と読み替えるものとし、また、同規定第4条第2項は、「振込の依頼が当行所定の時限を過ぎた場合には、振込指定日の処理ができないことがあります。ただし、給与振込の当行所定の時限を過ぎ、総合振込の当行所定の時間内に依頼があつた給与振込データについては、当行は、総合振込の依頼があつたものとして振込指定日の処理を行うことができます。」と読み替えるものとします。本規定と「給与賞与振込取扱規定(BizSTATION)」が抵触する場合には、本規定が優先するものとします。
- (2)「口座振替」サービスには、BizSTATION 口座振替取扱事務規定が準用されます。なお、同規定第1条における「BizSTATION 口座振替サービス利用規定(以下「Biz 口振規定」といいます。)第5条」は「BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定(以下「Biz サーバ接続サービス利用基本規定」といいます。)第16条第3項」と、同規定第2条における「Biz 口振規定」を「Biz サーバ接続サービス利用基本規定」と、同規定第8条における「Biz 口振規定の第3条」を「Biz サーバ接続サービス利用基本規定第1条第5項第2号」と、それぞれ読み替えるものとします。
8. お客さまは、本サービスを利用するにあたり、当行所定の方法により、お客さま・当行間で接続テストを実施することに協力するものとします。

第3条 サービス管理責任者および登録利用者

- お客さまは、本サービスのご契約に際してお客さまを代表する責任者(以下「サービス管理責任者」といいます。)を当行所定の手続により届け出るものとします。
- サービス管理責任者は、本サービスの利用に関するサービス管理責任者の権限を一定の範囲で代行する、あるいは本サービスの利用に必要な操作権限等を保有する利用者(以下「登録利用者」といいます。)を当行所定の手続により登録できるものとします。なお、登録利用者には、その権限に応じてお客さまに関する情報が開示されることがあります。
- ご登録いただく登録利用者の数は、本規定に別途定める場合を除き、当行所定の数を超えることはできません。
- サービス管理責任者の変更またはサービス管理責任者に関する登録内容の変更については、すみやかに当行所定の手続により届け出てください。当行は、当行内の変更登録処理が完了するまでの間、サービス管理責任者またはサービス管理責任者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。また、サービス管理責任者を変更する前に登録された登録利用者については、サービス管理責任者の変更後も当然には削除されません。登録利用者の変更が必要な場合は当行所定の方法により登録を変更してください。
- 登録利用者および登録利用者に関する登録内容の変更については、当行所定の方法により登録を変更してください。当行は、登録の変更が完了するまでの間、登録利用者に変更がない、または登録利用者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
- 当行がお客さまに対して本サービスに関する通知を行う場合、当行に対し届出のあった住所、電話番号またはメールアドレスに対してもしくはセキュアメッセージ(第9条に定めるところによります。)により行うこととし、かかる通知がなされた場合、サービス管理責任者および登録利用者全員に対しても通知がなされたものとみなします。
- 当行所定の登録利用者の登録数を超える場合には、当行は、その登録数に応じてお客さまから当行所定の手数料をいただきます。

第4条 個人情報

- 当行は、お客さまが本サービスにおいてお届けいただいた個人情報(おなまえ・所属部署・役職・連絡先電話番号・メールアドレス等、特定の個人を識別することができる情報)を以下の目的のために利用できるものとします。
 - 本サービスの申込受付および継続的な取引における管理のため。
 - 法令等に基づくご本人さまの確認、本サービスをご利用いただく資格等の確認のため。
 - 当行内部における市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため。
 - ダイレクトメールの発送・電話によるご案内等、当行または関連会社、提携会社の金融商品やサービスに関する各種ご提案のため。
 - お客さまとの契約や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため。
- (6)第6条に定める通り、お客さまによるでんさい STATION(「でんさい STATION 利用規定」に定めるサービスをいいます。以下同じです。)、電手決済サービス(「電子記録債権利用契約(電子手決済サービスの利用及び電子債権記録機関の利用に関する契約)」に定めるサービスをいいます。以下同じです。)その他本サービス以外の当行金融商品またはサービスの申込および利用を円滑にするため。
- (7)その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

2. お客さまは、個人情報の提供にあたり、事前に書面等にて個人情報のご本人の同意を得るものとします。

3. 当行は提供のあった個人情報については、ご本人の同意を得た上で当行に提供されたものとして取り扱います。

第5条 接続利用者

- お客さまは、お客さまが利用するサーバ(以下「接続利用者」といいます。)にインターネット・サービス・プロバイダから固定 IP アドレス(以下「接続利用者用 IP アドレス」といいます。)の割当てを受け、これを維持するものとします。
- お客さまは、本サービスのご契約に際して接続利用者用 IP アドレスその他の接続利用者に係る情報を当行所定の手続により届け出るものとします。
- お届出いただく接続利用者用 IP アドレスの数は、当行所定の数を超えることはできません。
- お客さまは、届け出ている接続利用者用 IP アドレスその他の接続利用者に関する登録内容の変更については、すみやかに当行所定の手続により届け出るものとします。当行は、当行内の変更登録処理が完了するまでの間、接続利用者または接続利用者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
- お客さまが接続利用者用 IP アドレスの割当てを受け、これを維持するにあたりインターネット・サービス・プロバイダとの間で必要な手続がある場合には、お客さまの費用と責任でかかる手続を確認および履行するものとします。かかる確認または履行を怠ったことによりお客さまもしくはその顧客または当該インターネット・サービス・プロバイダが損害を被ったとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第6条 情報利用

当行は、お客さまが本サービスのお申込またはご利用のために届け出た情報およびお客さまが画面上で入力した情報(第4条の個人情報を含みます。)を、お客さまによるでんさい STATION、電手決済サービスその他本サービス以外の当行金融商品またはサービスの申込および利用を円滑にするために利用することができるものとします。

第7条 BizSTATION 画面上の操作に際しての本人確認

BizSTATION 画面上の操作に際してのお客さまご本人の確認は次に定める方法により行うものとします。

- お客さまは、本サービスのご契約に際してサービス管理責任者ご本人であることを確認するための利用者 ID、ログインパスワード(以下、「利用者 ID」、「ログインパスワード」といいます。)および利用者登録・変更等の取引にサービス管理責任者ご本人であることを確認するための「取引実行パスワード」(以下「取引実行パスワード」といいます。)を当行所定の方法により届け出るものとします。
- サービス管理責任者は、登録利用者の「利用者 ID」、「ログインパスワード」、および「取引実行パスワード」を当行所定の方法により登録するものとします。
- お客さまは、説明書類に規定された期間内に、説明書類の説明に従って、本サービスを利用する際ご本人であることを確認するために必要な電子証明書および秘密鍵を取得・生成し、サービス管理責任者または登録利用者の端末にインストールするものとします。当行は、電子証明書発行業務の一部を当行所定の企業に委託し、その委託にあたり必要な範囲でお客さまに関する情報を当該企業に開示できるものとします。また、電子証明書には有効期間があるため、本サービスの利用を継続するためには、有効期間が満了する前に電子証明書を更新する必要があります。この場合、お客さまは、当行所定の方法で電子証明書の更新を行ってください。お客さまは、電子証明書および秘密鍵をエクスポート(当初これらをインストールした媒体以外の媒体に複製することができます。以下同じです。)できないものとします。
- 本サービスのご利用の際、当行は、①当行がお客さまから都度提示を受ける電子証明書を解析し、かつ②当行がお客さまから契約者番号および利用者 ID を確認の上都度提示を受けるログインパスワードを、あらかじめ当行がお客さまに交付している契約者番号、お客さまが当行に届け出ている利用者 ID およびログインパスワードと比較して一致することを確認することにより、本人確認を行います。お客さまが利用者登録・変更等の当行所定の取引を行う際には、

- 前記の①、②に加え、③当行がお客さまから都度提示を受ける取引実行パスワードを、あらかじめお客さまにお届出いただいた取引実行パスワードと比較し一致することを確認することにより、本人確認を行います。
5. 当行が前項の方法に従って本人確認をして取引したうえは、契約者番号、利用者 ID、ログインパスワード、取引実行パスワード、電子証明書および秘密鍵につき不正使用その他の事故があつても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。契約者番号、利用者 ID、ログインパスワード、取引実行パスワード、電子証明書および秘密鍵は、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。また、電子証明書および秘密鍵の管理ができなくなる場合は必ず削除を行ってください。
 6. ログインパスワードまたは取引実行パスワードを変更する場合は、当行所定の手続により届け出してください。
 7. サービス管理責任者がご自身の利用者 ID、ログインパスワードまたは取引実行パスワードを失念、紛失、または盗難に遭った場合は、すみやかにご本人から当行所定の手続により当行に届け出してください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。登録利用者が利用者 ID、ログインパスワードまたは取引実行パスワードを失念、紛失、または盗難にあった場合は、サービス管理責任者にてご対応ください。
 8. サービス管理責任者がご自身の電子証明書を破損、紛失、または盗難に遭った場合は、すみやかにご本人から当行所定の手続により当行に届け出ると共に、電子証明書の再発行を受けてください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。登録利用者が電子証明書を破損、紛失、または盗難に遭った場合は、サービス管理責任者にてご対応ください。
 9. 本サービスの利用について届出と異なるログインパスワードまたは取引実行パスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、当該パスワードの利用を停止します。サービス管理責任者がご自身の当該パスワードの利用を再開する場合は、ご本人から当行所定の手続により届け出してください。登録利用者が当該パスワードの利用を再開する場合は、サービス管理責任者にてご対応ください。

第8条 振込依頼その他の取引の依頼に際しての本人確認

振込依頼その他の取引依頼に際しての本人確認は、お客さまが当行所定の方法により届け出た接続プロトコルごとに異なる、以下のいずれかの方法によるものとします。

1. HTTPS 方式の場合

- (1) お客さまは、本サービスのご契約に際して振込依頼その他の取引依頼に際しての本人確認に必要な接続パスワード(以下、「接続パスワード」といいます。)を当行所定の方法により届け出るものとします。
- (2) お客さまは、説明書類に規定された期間内に、説明書類の説明に従って、振込依頼その他の取引依頼に際しての本人確認に必要な電子証明書および秘密鍵を得て、生成し、接続利用者であるサーバにインストールするものとします。当行は、電子証明書発行業務の一部を当行所定の企業に委託し、その委託にあたり必要な範囲でお客さまに関する情報を当該企業に開示できるものとします。また、電子証明書には有効期間があるため、本サービスの利用を継続するためには、有効期間が満了する前にご利用の電子証明書を更新する必要があります。この場合、お客さまは、当行所定の方法でご利用の電子証明書の更新を行ってください。お客さまは、当行所定の場合には、原則として、電子証明書および秘密鍵をエクスポートできないものとします。ただし、かかるエクスポートの制限は、当行所定の方法による場合には、適用されないものとします。
- (3) 振込依頼その他の取引依頼の際、当行は、①当行がお客さまから都度提示を受ける電子証明書を解析し、かつ②当行がお客さまから契約者番号および接続利用者 ID を確認の上都度提示を受ける接続パスワードを、あらかじめ当行がお客さまに交付している契約者番号、当行所定の接続利用者 ID、お客さまが当行に届け出ている接続利用者用 IP アドレスと比較して一致することを確認し、かつ、③当該取引依頼に係る送信元 IP アドレスを、お客さまが当行に届け出ている接続利用者用 IP アドレスと比較して一致すること(複数の接続利用者用 IP アドレスを届け出ている場合にあってはそのうちの1つと一致すること)を確認することにより、接続利用者による依頼であることの確認を行ふものとします。
- (4) IC カード利用規定の定めにかかるわざ、第2号で取得した電子証明書および秘密鍵の管理については、IC カードを用いることはできません。お客さまは、電子証明書および秘密鍵につき、IC カードによらずに自らの責任において管理するものとします。

2. SFTP 方式の場合

- (1) お客さまは、接続パスワードを当行所定の方法により届け出るものとします。
- (2) お客さまは、説明書類に規定された期間内に、説明書類の説明に従って、接続利用者による依頼であることを確認するために必要な銀行公開鍵を取得し、接続利用者であるサーバにインストールするものとします。
- (3) 本サービスのご利用の際、お客さまは、当行から提示を受けた銀行公開鍵と前号によりあらかじめ取得した銀行公開鍵とを比較して一致していることを確認します。
- (4) 当行は、①当行がお客さまから都度提示を受けるお客さま公開鍵を解析し、かつ②当行がお客さまから契約者番号および接続利用者 ID を確認の上都度提示を受ける接続パスワードを、あらかじめ当行がお客さまに交付している契約者番号、当行所定の接続利用者 ID、お客さまが当行に届け出ている接続パスワードと比較して一致することを確認し、かつ、③当該取引依頼に係る送信元 IP アドレスを、お客さまが当行に届け出ている接続利用者用 IP アドレスと比較して一致すること(複数の接続利用者用 IP アドレスを届け出ている場合にあってはそのうちの1つと一致すること)を確認することにより、接続利用者による依頼であることの確認を行います。

3. 当行が前各項の方法に従って接続利用者を通じた依頼であることの確認をして取引したうえは、契約者番号、接続利用者 ID、接続パスワード、電子証明書および秘密鍵ならびに銀行公開鍵およびお客さま公開鍵ならびに接続利用者用 IP アドレスにつき不正使用その他の事故があつても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。契約者番号、接続利用者 ID、接続パスワード、電子証明書および秘密鍵ならびに銀行公開鍵およびお客さま公開鍵ならびに接続利用者用 IP アドレスは、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。また、電子証明書および秘密鍵ならびに銀行公開鍵およびお客さま公開鍵をインストールした接続利用者であるサーバの廃棄・譲渡等電子証明書、秘密鍵ならびに銀行公開鍵およびお客さま公開鍵の管理ができなくなる場合は必ず削除を行ってください。

4. お客さまは、サービス管理責任者または登録利用者にて、ウェブ画面上で接続パスワードを変更できますが、サービス管理責任者および登録利用者がウェブ画面にログインできずウェブ画面上でかかる変更ができない場合には、当行所定の手続により届け出してください。

5. お客さまが、接続パスワードを失念、紛失、または盗難に遭った場合には、お客さまのサービス管理責任者にてご対応ください。この対応の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

6. 電子証明書等の紛失・盗難等

- (1) お客さまが、接続利用者用の電子証明書を紛失した場合、盗難された場合、または破損した場合は、すみやかにお客さまご本人から当行所定の手続により当行に届け出ると共に、電子証明書の再発行を受けてください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
- (2) お客さまが、お客さま公開鍵または銀行公開鍵を紛失した場合、盗難された場合、または破損した場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の手続により当行に届け出ると共に、お客さまのサービス管理責任者にて新しい鍵ペアの生成およびお客さま公開鍵の設定等の対応を行ってください。この届出に対し、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

7. 本サービスの利用について届出と異なる接続パスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、当該パスワードの利用を停止します。当該パスワードの利用を再開するには、サービス管理責任者または登録利用者にてウェブ画面上で当該パスワードの変更を行ってください。ウェブ画面にログインできるサービス管理責任者または登録利用者がいない場合には、当行所定の手続により届け出してください。

第9条 セキュアメッセージおよび電子メールによる連絡

1. 当行は、お客さまへ本サービス等にかかる連絡をするに際し、お客さまの契約者番号および利用者 ID によって特定されるインターネット上の画面に連絡事項等(以下「セキュアメッセージ」といいます。)を表示いたします。お客さまは、第7条所定の方法により本人確認を行ったうえで、セキュアメッセージにアクセスすることができ、またセキュアメッセージに対する当行への連絡等の返信を行なうことができます。
2. 当行は本サービスに関する当行からお客さまへの通知その他の連絡を、本規定その他により当行が別途指定した場合を除き、セキュアメッセージにより行なうことができるものとします。
3. 当行からお客さまに重要なお知らせをする場合には、セキュアメッセージと併せ、セキュアメッセージの確認を依頼する電子メールによる通知を別途お客さまに送信することができますので、この場合にはセキュアメッセージをご確認ください。
4. お客さまがセキュアメッセージを表示した画面上の確認ボタンをクリックした場合、当行はお客さまが当該セキュアメッセージを確認し、内容を了解したものとみなすことができます。当行の電子メールによる連絡についても同様とします。

5. お客様は、セキュアメッセージに対する当行への返信や電子メールによる連絡等をするに際し、故意、過失を問わず、当行システムおよび本サービスの円滑な運営に支障を与える一切の行為を行わないものとします。お客様が本条項に違反した場合、当行はお客様に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができます。
6. セキュアメッセージおよびこれに対する返信ならびにその他当行とお客様との間の電子メールによる通信の内容を第三者が知得したことによりお客様に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
7. セキュアメッセージおよびこれに対する返信ならびに電子メールは、通信状況等によりお客様または当行に到達しない場合や遅延する場合があります。これら不到達または到達遅延により万一お客様に損害が発生した場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
8. 当行は、当行所定の一部の通知、書式送付その他の連絡をセキュアメッセージにより行うことができるものとします。この場合には、当該連絡につき本規定上の関係各条項が準用されるものとします。
9. 当行は、当行および当行の関連会社の商品案内等の情報提供をセキュアメッセージを送信することにより行うことができるものとします。

第10条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法

- (1) 第1条第1項第1号乃至第4号に規定する本サービスによる取引の依頼
 - ① お客様は第1条第1項第1号乃至第4号に規定する本サービスによる取引の依頼については接続利用者を通じて実施します。
 - ② 第1条第1項第1号乃至第4号に規定する本サービスによる取引の依頼は、第8条に従った接続利用者を通じた依頼であることの確認が終了後、お客様が取引に必要な所定事項を、接続利用者を通じたファイルの送信等当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで行うものとします。
 - ③ お客様は、上記①および②に従い、接続利用者を通じたファイルの送信を行うにあたり、あらかじめお客様にてその内容の正確性を確認・照合のうえ、お客様の正式な承認プロセスを経るものとします。
 - ④ 当行は、次項のサービス指定口座の届出に基づき取引を行います。
- (2) 第1条第1項第5号に規定する本サービスによる取引の依頼

第1条第1項第5号に規定する本サービスによる取引の依頼は、当行が別途指定する方法により行うものとします。

2. サービス指定口座の届出

- (1) 本サービスで利用する当行国内本支店の口座（以下「サービス指定口座」といいます。）を申込書により届け出でください。当行は、届出の内容に従い本サービスのサービス指定口座として登録します。「サービス指定口座」は①第11条に定める「振込」取引における引落口座（以下、本サービスによる取引に関しお客様が資金の引落先として指定する口座を「引落口座」といいます。）、②第12条に定める「総合振込」取引における引落口座、③第12条に定める「給与賞与振込」取引における引落口座、④第14条に定める「特別徴収地方税納入」取引における引落口座のいずれかまたはこれらの組み合わせとして利用できる口座です。
- (2) 「サービス指定口座」および引落口座として選択できるのは普通預金と当座預金だけになりますので、ご注意ください。また、「総合振込」取引、「給与賞与振込」取引、「特別徴収地方税納入」取引では、引落口座として指定できるのは、「代表口座」と同一店の口座（ただし、ビジネスカードローンを除く）だけになります。
- (3) お届出いただく「サービス指定口座」の口座数は、当行所定の数を超えることはできません。
- (4) お客様が本人名義以外の口座を「サービス指定口座」（ただし、第1条第1項第3号で定めるサービスの用途に限ります。以下本(4)号において同じ）とする場合は、当行所定の方法で届け出るものとします。この場合、必ず事前に当該口座名義人へも本規定またはその写しを提示したうえで、内容につき同意をお取りください。当行は、かかる届出をもってお客様が当該口座名義人から「サービス指定口座」の届出に関する委任を受けたものとみなします。これに関して口座名義人との間で紛議等の事故があつても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 「サービス指定口座」を追加・削除する場合は、当行が別途指定する場合を除き、「BizSTATION サービス指定口座追加・削除依頼書」により届け出るものとします。ただし、資金移動取引において引落口座として指定した後で当該サービス指定口座を削除した場合にも、当行はその指定を有効なものとして取り扱うものとします。

3. 依頼内容の確定

本サービスにかかる取引の依頼は、当行所定の方法により、依頼にかかるデータを当行に送付する方法によって行うものとします。このデータ送付が各取引で必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行所定の方法により当行による受付が完了した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、各取引の手続を行います。ただし、「総合振込」および「給与賞与振込」（第12条に定めるところによります。）取引に関しては、振込指定日当日の午前10時30分、振込先口座に他の金融機関の国内本支店口座を含む「給与賞与振込」取引に関しては、振込指定日の2営業日前の午前10時30分の時点での該当取引の依頼内容が確定したものとします。「特別徴収地方税納入」（第14条に定めるところによります。）取引に関しては、当行受付日（当行所定の時刻までに受付した場合）もしくは依頼のための当行受付日の翌営業日（当行所定の時刻以降に受付した場合および土日・祝日（銀行休業日もこれに準じます）に受付した場合）における当行所定の時点（納入指定日の4営業日以上前であることが前提となります。）で当該取引の依頼内容が確定したものとします。「口座振替」サービスに関しては、当行受付日（当行所定の時刻までに受付した場合）もしくは依頼のための当行受付日の翌営業日（当行所定の時刻以降に受付した場合および土日・祝日（銀行休業日もこれに準じます）に受付した場合）における当行所定の時点（引落日の3営業日以上前であることが前提となります。）で当該引落依頼の内容が確定したものとします。

4. サービス指定口座からの支払の実施等

- (1) 「引落口座」からの資金の引落については、前項による取引の確定後、当行は振込資金、振込手数料等につき通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで引落を行います。
- (2) 「資金移動取引」のうち即時に資金の引落を行う取引の場合、「引落口座」等が本規定の範囲内の場合、当行所定の方法により即時に資金の引落を行い、お客様に対しその実施結果の通知を行います。「総合振込」、「給与賞与振込」（第12条にそれぞれ定めるところによります。）取引等、即時に資金の引落を行わない取引の場合でも、原則として、お取引依頼を受けた旨の確認の通知を行います。
- (3) 第1号および前号に定める取引において、実施結果ならびに取引依頼の確認の通知内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当行までみやかにご照会ください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当該取引において引落が成立しなかった場合（残高不足の他、当該引落口座の解約または取引店の変更により当該引落口座が閉鎖された場合、貸付の延滞・差押による支払停止およびお客様からの申し出による通帳・印鑑の紛失による支払停止等の場合も含みます。）、当行は、当該取引を実行する義務を負いません。
- (4) お客様が、資金移動取引の依頼をした後に、サービス指定口座または内国為替手数料の引落方法の変更を行なった場合、当行は当該取引の依頼時における届出内容に従って当該取引を処理するものとします。
- (5) 前号の規定に関わらず、「総合振込」取引、「給与賞与振込」取引の内国為替手数料の引落方法は、当行所定の承認締切日における届出内容に従って当該取引を処理するものとします。

第11条 振込取引

1. 内容

本サービスによる資金移動取引のうち、当行または他の金融機関の国内本支店の口座のいずれかをお客さまが「振込先口座」（資金移動取引において資金の入金先として指定する口座を「振込先口座」といいます。）と指定し、その「振込先口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振込」として取り扱います。なお、「振込」の実施にあたっては、当行所定の振込手数料および消費税をいただきます。ただし、振込手数料および消費税の支払は、第1条第5項第2号に従い、一括または都度引落口座から自動的に引落す方法によります。この場合、当該取引の依頼時における振込手数料体系が適用されます。また振込先口座は、振込先の金融機関の合併等があつた場合や、お振込先のご都合により口座名が変更された場合等に、お客様からの届出なしに当行が変更することができます。

2. 上限金額の設定

- (1) 当行は、本サービスによる「振込」取引において「1日（操作日）」（基準は「午前零時」とします。）当りに振込むことができる上限金額および「振込」1件当たりの上限金額（以下、「振込上限金額」といいます。）を定めます。
- (2) お客様は、当行所定の届出方法により、前号に基づき定められた金額の範囲内で、引落口座ごとの「振込」1件当たりの上限金額を各設定できるものとします。

3. 取引の実施日

「振込」の実施日は、本規定により別途定める場合を除き、受付日当日とします。

4. 他行あて振込の停止

他行あての「振込」を行う際に、当行所定の回数連続して口座不存在、口座名義相違その他当該「振込」を実行することができない当行所定の事由がある場合、他行あての「振込」はご利用できなくなります。この場合、「振込」を行うためには、銀行窓口等における書面でのお届出が必要になります。

第12条 総合振込・給与賞与振込取引

1. 内容

- (1)「総合振込」取引とは、「振込」取引のうち、お客さまが「総合振込」の方法で「振込」を実施することを当行に対して指示して依頼した「振込」取引をいいます。「給与賞与振込」取引とは、「振込」取引のうち、お客さまがその役員および従業員に対する報酬・給与・賞与の預金口座振込のため、「給与賞与振込」の方法で「振込」を実施することを当行に対して指示して依頼した「振込」取引をいいます。
- (2)「総合振込」および「給与賞与振込」取引については、当行所定の承認締切日における振込手数料体系が適用されるものとします。また振込先口座は、振込先の金融機関の合併等があつた場合等にお客さまからの届出なしに当行が変更することがあります。
- (3)お客さまは、当行所定の範囲内で、「振込」の実施日を振込指定日として指定することができます。この場合、お客さまは振込指定日の前営業日まで(ただし、「給与賞与振込」取引のうち、振込先口座に他の金融機関の口座を含むものについては、振込指定日の2営業日前まで)に振込金額および第1条第5項第2号に従つて届け出た内国為替手数料の引落方法が都度引落す方法による場合は振込手数料および消費税との合計額を引落口座に準備しておくものとします。当行は振込指定日(他の金融機関の口座を振込先口座に含む「給与賞与振込」取引の場合は、振込指定日の前営業日)に引落口座から資金を引落すうえ、振込先口座あてに振込通知の発信処理を行います。
- (4)「総合振込」および「給与賞与振込」取引において、残高不足等により所定の引落日に資金の引落がされなかつた場合、当行は当該「振込」取引を実行する義務を負いません。この場合、当行はセキュアメッセージによる通知を行いません。

2. 上限金額の設定

- (1)当行は、「総合振込」取引および「給与賞与振込」取引のそれぞれについて、「1日(操作日)」(基準は「午前零時」とします。)当りに振込むことができる(翌日以降を振込指定日とする取引を含みます。)上限金額を定めます。
- (2)お客さまは、当行所定の届出方法により、前号に基づき定められた金額の範囲内で、「総合振込」取引および「給与賞与振込」取引のそれぞれに係る1日当りの上限金額を各設定できるものとします。

第13条 振込取引における依頼内容の訂正・組戻し

- 1. 本規定の第10条第3項により、振込の依頼内容が確定した後にその依頼内容を変更する場合(以下「訂正」といいます。)、またはその依頼を取止める場合(以下「組戻し」といいます。)には、当該取引の引落口座がある当行本支店の窓口において、訂正依頼書(依頼内容を変更する場合)または組戻依頼書(依頼内容を取止める場合)に、当該取引の引落口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。なお、第11条および第12条の振込手数料および消費税は返却いたしません。また訂正・組戻しについては、当行所定の訂正組戻手数料および消費税をいただきます。訂正組戻手数料および消費税の支払は、第1条第5項第2号に従い、一括または都度引落口座から自動的に引落すことができるものとします。
- 2. 前項の場合、当行は、訂正依頼書または組戻依頼書の内容に従つて、それぞれ訂正依頼電文または組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信しますが、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。また、組戻しができなかつたときも、訂正組戻手数料および消費税は返却いたしません。
- 3. 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取証に届出の印鑑により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- 4. 組戻しされた振込資金を返却せず改めてその資金による振込の受付をするときは、訂正組戻手数料とあわせて店頭表示の振込手数料をいただきます。
- 5. 当行が、訂正依頼書または組戻依頼書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱つたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
- 6. 「振込」取引において、振込先金融機関で指定された振込先口座へ入金できず、振込資金が返却された場合には、当行はお客さまにその旨お伝えしますので第1項の手続をとつてください。返却された振込資金は第3項により返却しますが、相当の期間内に回答がなかつた場合は連絡がつかない等の場合には、組戻依頼があつたものとして、当行は振込資金を引落口座に入金することができます。この場合、訂正組戻手数料および消費税の支払は、第1条第5項第2号に従い、一括または都度引落口座から自動的に引落すことができるものとします。
- 7. BizSTATION を通じて訂正または組戻しを行う場合には、お客さまにおいて、別途当行所定の方法による BizSTATION サービスおよび BizSTATION 振込送金・組戻し・訂正サービスのお申込みが必要になります。ただし、本サービスにかかる取引について一度組戻されたうえで再振込が行われた場合、その後になされる再振込取引については、本項に基づく BizSTATION を通じた依頼を行うことはできず、当行本支店の窓口において訂正または組戻しを行うものとします。

第14条 特別徴収地方税納入取引

1. 内容

- (1)「特別徴収地方税納入」とは、お客さまが特別徴収した地方税(市区町村民税・都道府県民税)の納入について、当行が地方税納付書を代理作成の上、地方税納入事務を代行することをいい、お客さまが本サービスにより特別徴収地方税納入を依頼することを「特別徴収地方税納入」取引といいます。
- (2)「特別徴収地方税納入」取引については、第10条第3項の定める依頼内容の確定時点における「特別徴収地方税納入」取引に関する手数料体系が適用されるものとします。
- (3)お客さまは当行所定の範囲内で「特別徴収地方税納入」の依頼をすることができます。この場合、お客さまは納入指定日の前営業日までに納入金額、地方税基本手数料、第1条第5項第2号に従つて届け出た為替手数料の引落方法が都度引落す方法による場合は為替手数料および消費税との合計額を引落口座に準備しておくものとします。当行は納入指定日に引落口座から納入金額を引落すうえ、地方税の納入処理を行います。
- (4)「特別徴収地方税納入」取引において、残高不足等により引落日に資金の引落がされなかつた場合、当行は当該「特別徴収地方税納入」取引を実行する義務を負いません。この場合当行はセキュアメッセージによる通知を行いません。

2. 特別徴収地方税納入取引における依頼内容の変更・取消

本規定の第10条第3項により、特別徴収地方税納入の依頼内容が確定した後は、その依頼内容の変更および取消はできません。取消・金額減額の場合はお客さまより地方公共団体あて還付請求を行つてください。金額増額の場合は追加分を銀行窓口等で納入してください。

第15条 「取引通知サービス」

1. 内容

- 「取引通知サービス」とは、本サービスを契約されているお客さまに対し、「サーバ接続サービス取引通知条件・対象口座登録依頼書」により、あらかじめ届け出のあつたサービス指定口座に関する以下のデータを、あらかじめ届け出のあつた通知間隔に従い(お客さまが都度依頼を選択した場合にはお客さまによる都度の請求に従い)、当行所定のフォーマットで通知するサービスをいいます。
- (1)振込入金明細データ
 - (2)入出金明細データ

2. 情報提供

- (1)「取引通知サービス」で提供される情報は、お客さまへの通知時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。
- (2)振込や入出金等に内容の変更があつた場合、当行はすでに「取引通知サービス」で提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。お客さまは、最終的な取引内容については、通帳等により確認するものとします。
- (3)第1号乃至前号により生じた損害については、当行は責任を負いません。

第16条 「口座振替」サービス

1. 内容

- (1)「口座振替」サービスとは、本サービスを契約されているお客さまが委託者(収納企業)として、本サービスにより当行へ口座振替収納取引を依頼するサービスおよびこれに付随するサービス(第2号に定めます。)をいいます。
- (2)「付随するサービス」とは、以下の2種類のデータを当行所定の方法で通知するサービスとなります。
 - ①引落依頼データの受付結果
 - ②引落依頼の処理結果(引落日の2営業日以降に限ります。)

2. 口座振替契約の成立

お客さまが「口座振替」サービスをご利用いただける状態になった時点で、当行と委託者(収納企業)であるお客さまとの間に本規定その他関連諸規定に定める事項を内容とした口座振替契約が成立したものとします。

3. 必要事項の届出

「口座振替」サービスの利用にあたつて必要な「収納事務の対象」「取りまとめ店」「当行取扱店の範囲」「振替日」等の項目は、あらかじめ当行所定の方法により届け出るものとします。

4. 口座振替引落結果

- (1)本サービスで依頼した口座振替の引落結果は、本サービスでのみ確認できるものとします。
- (2)BizSTATION で依頼した口座振替の引落結果は「口座振替」サービスでは確認できません。
- (3)MT、FD、MO 等、他の媒体で依頼した口座振替の引落結果は「口座振替」サービスでは確認できません。
- (4)口座振替引落結果は、お客さまの照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。
- (5)第1号乃至前号により生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条 届出事項の変更等

預金口座等についての印鑑、名称、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があつたときには、各種預金規定およびその他の取引規定に従い直ちに書面によって当行に届け出してください。

第18条 取引メニューの追加

本サービスに今後追加される取引、サービスについて、お客さまは新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、一部のサービスについてはこの限りではありません。

第19条 取引内容の確認等

1. 取引内容の確認

本サービスにより行った取引について、お客さまは、当行から送付される受付結果照会データおよび口座確認振込の実行結果データにより、当該取引の成立・不成立および当該取引の内容を確認するようにしてください。なお、本サービスにより行った取引について、当行はその取引の実施後に当該取引の明細を記載した書面の交付は行いません。

2. 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第20条 海外からのご利用

- 1. 本サービスは、海外からはその国の法律・制度・通信事情等によりご利用いただけない場合があります。当該国の法律等を事前にご確認ください。
- 2. 各国の法令その他の変更により、本サービスが特定の地域で利用できなくなった場合には、当行からの通知により本サービスの一時利用中止、もしくは解約を行うことができます。

第21条 免責事項等

- 1. 次の各号の事由により本サービスその他本サービスを経由する他商品・サービスの取り扱いに遅延、不能等があつても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1)災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があつたとき
 - (2)当行または金融機関の共有システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - (3)当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき
 - (4)当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があつたとき
- 2. お客さまは本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット、仮想専用線(IP-VPN)等の通信経路の特性および電子証明書等の本サービスで当行の講じる安全対策等について了承しているものとみなします。
- 3. 本サービスに使用する機器(接続利用者であるサーバを含みます。)(以下「取引機器」といいます。)および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、この契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかつたことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第22条 解約等

1. 解約

本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。本サービスの契約が解約された場合は、本サービスで発行された電子証明書および銀行公開鍵は無効となります。

2. お客さまによる解約

お客さまによる解約の場合は、当行所定の「BizSTATION サーバ接続サービス利用申込書・解約依頼書」等に必要事項を記載して提出する方法により、解約の手続をとるものとします。ただし、解約時までに処理が完了していない「総合振込」取引、「給与賞与振込」取引、「特別徴収地方税納入」取引または「口座振替」サービスの依頼が存在する場合は、当該取引依頼の取消を行なった上でなければ本サービスの解約はできないものとします。

3. 当行からの解約の通知

- (1)当行の都合により本サービスの契約を解約する場合は、届出住所等に解約の通知を行います。
- (2)当行が解約の通知を届出住所にあてて発信したにもかかわらず、その通知が延着または到着しなかった(受領拒否の場合も含みます。)場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

4. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、当行はお客さまへの通知なしにこの契約を解約することができるものとします。

5. 当行からの解約

お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はなんらの催告なくして本サービスの契約を解約することができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。

- (1)支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があつたとき
- (2)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

(3)住所変更の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となつたとき

(4)当行に支払うべき手数料を支払わなかつたとき

(5)1年以上にわたり本サービスの利用がないとき

(6)相続の開始があつたとき

(7)本サービスの利用を申込みされる以前に別途すでに本サービスに係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第22条第5項(当行からの解約)に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて本サービスを利用した事実が認められるとき

(8)法令等(マネー・ローンダーリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます)に違反し、または犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があるとき

6. 前項に加えて、お客さまが次の各号の一つにでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は当該取引を停止し、またはお客さまに通知することにより本サービスを解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

(1)お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2)お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合

①暴力団

②暴力団員

③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

⑥その他前各号に準ずる者

(3)お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いて威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

7. 本サービスの契約が解約により終了した場合には、その解約時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。また、本サービスの解約にともない、でんさい STATION、電子決済サービスその他本サービスを経由する他商品・サービスの取り扱いに支障、不能

等が生じた場合でも、当行は責任を負いません。お客さまは、本サービスを解約するにあたり、当該解約がでんさい STATION、電子決済サービスその他本サービスを経由する他商品・サービスに与える影響を事前に確認するものとします。

第23条 関係規定の適用・準用

本規定に明文の定めのない事項については、預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、当座貸越約定書、普通預金規定、振込規定その他関連諸規定を適用または準用するものとします。ただし、当該関係規定に、規定間の抵触がある場合の優先関係につき定めがある場合には、その定めによるものとします。

第24条 本サービス内容または本規定の変更

1. 当行は本サービスまたは本規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
2. 本規定が申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービスまたは本規定の内容を反映していないことがあります。そのため、お客さまは、本サービスのお申込および本サービスのご利用にあたり、事前に当行ウェブサイトに掲載された最新の本規定をご確認下さい。

第25条 本サービスの廃止

当行は、セキュアメッセージおよびウェブサイト上の表示により1週間前までに予告することにより本サービスを廃止することができることとします。

第26条 秘密保持

1. お客さまは、本サービスに伴って知得した当行および第三者の秘密情報を秘密に保ち、第三者に開示または漏洩しないものとします。
2. お客さまが当行より入手したソフトウェア、銀行公開鍵等を第三者に譲渡、ライセンス、貸与その他の方法により使用させることまたは開示・提供することを禁止します。
3. 当行の提供するソフトウェア等の複製および改変を禁止します。

第27条 契約期間

本サービスの契約の当初契約期間は申込日から1年間とし、契約期間満了までにお客さままたは当行から解約の申出をしないかぎり、期間満了後の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

第28条 準拠法・合意管轄

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条 補則

1. 平成26年5月12日以降、平成27年3月6日までに本サービスのお申込み(当行手続き)が完了したお客さまは、BizSTATION 電子証明書用 IC カード利用規定(以下「IC カード利用規定」といいます。)に従い、BizSTATION 電子証明書用 IC カード(以下「IC カード」といいます。)の利用を申し込んだものとみなされます。お客さまは、本サービスの利用にあたり、IC カード利用規定に従い、IC カードにより電子証明書を管理するものとします。
2. 当行は、前項第1文のお客さまに、当行所定数の IC カードおよび IC カードリーダライタを送付するものとし、お客さまは、IC カード利用規定に従い、IC カードおよび IC カードリーダライタを利用・管理するものとします。なお、IC カードの追加、交換もしくは再発行または IC カードリーダライタの交換が必要な場合、IC カード利用規定に従い、申し込むものとします。
3. 平成27年3月8日以降、第1項第2文の規定は「お客さまは、本サービスの利用にあたり、IC カードにより電子証明書を管理する場合には、IC カード利用規定に従い管理するものとします。」と読み替えるものとします。
4. 第1項第1文及び第2項第1文は、本サービスをお申込みになる以前に、すでに IC カードの利用を申し込んでいたお客さま(申し込んだとみなされたお客さまも含みます。)には適用されません。

第30条 補則(その2)

1. お客さまは、平成27年3月8日以降、BizSTATION ワンタイムパスワードカード利用規定(以下「OTP カード利用規定」といいます。)に従い、ワンタイムパスワードカード(以下「OTP カード」といいます。)を利用するものとします。お客さまは、本サービスのうち当行所定のサービスの利用にあたり、第7条その他の規定に基づく本人確認に加え、OTP カード利用規定に従い、OTP カードにより本人確認その他当行所定の手続き時の本人確認を実施するものとします。
2. 当行は、お客さまより届出のあった日本国内の住所あてに、当行所定数の OTP カードを送付するものとし、お客さまは、OTP カード利用規定に従い、OTP カードを利用・管理するものとします。ただし、当行は、当行所定のお客さまについては、OTP カードを送付しないものとします。
3. OTP カード利用規定が適用されるにあたっては、OTP カード利用規定に「ログインおよび取引承認その他当行所定の手続き時の本人確認」とあるのは「第7条の本人確認その他当行所定の手続き時の本人確認」と、OTP カード利用規定第3条に「Biz 利用規定第30条」とあるのは「BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第30条」と、OTP カード利用規定第4条第1項及び第4条第2項に「Biz 利用規定第3条」とあるのは「BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第3条」と読み替えるものとします。

第31条 補則(その3)

1. お客さまは、平成29年2月13日以降、BizSTATION24時間サービス利用規定に従い、サーバ接続サービスを利用した振込取引等の利用時間を拡大する BizSTATION24時間サービス(以下「Biz24時間サービス」といいます)の利用の申し込みを行うことができるものとします。かかる Biz24時間サービスの利用の申し込みは、当行所定の依頼書を当行に提出する等の当行所定の方法により行うものとします。
2. Biz24時間サービスの利用により拡大される利用時間、対象サービスの具体的な内容につきましては、当行の別途定めるところに従うものとし、お客さまは、当行ホームページその他関連情報を通じてその内容をご確認のうえ、Biz24時間サービスを利用するものとします。

以上

第1条 ワンタイムパスワードカード

- ワンタイムパスワードカード(以下「OTPカード」といいます。)とは、ログインする際や振込等のお取引を実行または承認する際等に使用する当行が貸与するカード型の機器で、ご利用のたびに異なるパスワード(ワンタイムパスワード)を表示するものといたします。
- お客様はワンタイムパスワードの利用のため、利用者IDごとにOTPカードもしくはBizSTATIONスマートフォンアプリ利用規定に定めるスマートフォンアプリ「三菱UFJ銀行 BizSTATION」を利用するスマートフォン(以下「スマートフォン」といいます。)をワンタイムパスワード機器(以下「OTP機器」といいます。)として選択しますが、OTPカードとスマートフォンの両方を利用することはできず、そのどちらか一方のみを利用できるものとします。ただし、契約内容によっては、OTPカードのみの利用に限ります。
- 当行所定の方法でお届出いただくことで、OTP機器をOTPカードからスマートフォンへ、またはスマートフォンからOTPカードへ切り替えることが可能です。OTPカードへの切替の場合、BizSTATION利用規定(以下「Biz利用規定」といいます。)第30条に準じ、お客様にOTPカードを送付します。当行所定の切替期間中は切替前のOTP機器が引き続き利用可能ですが、かかる切替期間が終了すると切替前のOTP機器は失効します。また、切替期間経過後は切替後のOTP機器の利用登録を行わないとBizSTATION(BizSTATION Lightを含み、以下「Biz」といいます。)がご利用いただけなくなります。

第2条 利用

- 当行は、Bizをご利用のお客さま(以下「お客様」といいます。)の届出のあった日本国内の住所(代表口座として届け出た口座の登録住所をいいます。以下同じです。)あてに当行所定数のOTPカードを、貸与のため、送付するものとします。
- OTPカードの利用にあたっては、BizSTATIONワンタイムパスワードカード利用規定(以下「OTPカード利用規定」といいます。)、Biz利用規定、BizSTATION Light利用規定(以下、同規定とBiz利用規定を総称して、「Biz利用規定等」といいます。)、およびその他関連する規定を適用するものとします。なお、OTPカード利用規定と同規定以外の他の関連規定が抵触する場合にはOTPカード利用規定が優先されるものとします。
- お客様は、OTPカードを当行所定の環境、当行所定の方法で利用するものとします。これらの環境、および利用方法等はウェブサイト上の表示等当行所定の方法でお知らせします。
- お客様は、OTPカードの利用にあたり、当行所定の方法によりOTPカードの登録を行うものとします。
- お客様は、OTPカードをログインおよび取引承認その他当行所定の手続き時の本人確認以外の目的で利用しないこととします。
- お客様は、OTPカードを第三者に売却、貸与、担保設定、その他処分をしないものとします。
- OTPカードはお客様の責任で厳重に管理し、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
- お客様は、OTPカードを利用することにより、第三者による不正利用等のおそれが完全に排除されるものではないことを認識した上、適切なセキュリティ対策を実施するものとします。

第3条 利用期間

OTPカードの当初利用期間は、別段の告知がない限り第2条第1項の規定に従い当行がお客様にOTPカードを発送した日から4年間とし、お客様は、期限切れとなったOTPカード(以下「期限切れOTPカード」といいます。)を適切に廃棄するものとします。当行は、期限切れOTPカードの代わりに、新しいOTPカード(以下「新OTPカード」といいます。)を、Biz利用規定第30条に準じ、お客様に送付します。なお、新OTPカードの利用期間は、別段の告知がない限り、上記の当初利用期間と同様に、取り扱われるものとします(以後も同様です。)。

第4条 サービス管理責任者の変更および登録利用者の追加・変更等

- 当行は、Biz利用規定第3条その他の規定に定めるサービス管理責任者(以下「サービス管理責任者」といいます。)が変更された場合には、当該変更後のサービス管理責任者が新規に登録された利用者かつOTP機器としてOTPカードを利用する場合に限り、第2条に準じ、お客様に当該変更後のサービス管理責任者にかかるOTPカードを送付するものとします。
- 当行は、Biz利用規定第3条その他の規定に定める登録利用者(以下「登録利用者」といいます。)が追加された場合において、登録利用者がOTP機器としてOTPカードを利用する場合には、第2条に準じ、お客様に当該登録利用者にかかるOTPカードを送付するものとします。
- サービス管理責任者がサービス管理責任者ではなくなった場合、または登録利用者が登録利用者ではなくなった場合(当該登録利用者がサービス管理責任者になる場合を除きます。)には、当該サービス管理責任者または当該登録利用者にかかるOTPカードは失効するものとします。お客様は、失効したOTPカードを適切に廃棄するものとします。
- お客様は、前項に基づき失効したOTPカードをBizにて利用できません。これによりお客様に損害が生じた場合でも当行は責任を負いません。

第5条 紛失・再発行等

- OTPカードを紛失した場合は、速やかに当行所定の方法により届け出してください。
- 故障等(初期不良の場合も含みます。以下同じです。)やお客様の都合によりOTPカードの再発行が必要な場合は、速やかに当行所定の方法により届け出してください。お客様は、故障等したOTPカードやお客様の都合により使用しないこととなったOTPカードを適切に廃棄するものとします。
- 前各項に従い届出のあったOTPカードは、失効するものとします。
- 本条に従いOTPカードを再発行する場合は別途当行所定のOTPカード再発行料金が必要となる場合があります。なお、お客様が虚偽の申告をしたことにより当行所定のOTPカード再発行料金の負担を免れたことが判明した場合は、同料金を別途ご請求させていただくことがあります。
- お客様は、本条に基づきOTPカードを再発行する場合、再発行がなされるまでの間、第3項に基づき失効し、または初期不良により第2条第4項に基づく登録ができなかったOTPカードを利用できません。これによりお客様に損害が生じた場合でも当行は責任を負いません。

第6条 OTPカードの失効

- 当行は、お客様の届出住所等にOTPカードの失効の通知を行うことで、当行の都合により、OTPカードを失効することができるものとします。なお、当行がOTPカードの失効の通知を届出住所等にあてて発信したにもかかわらず、その通知が延長または到着しなかった(受領拒否の場合も含みます。)場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 当行は、お客様がOTPカード利用規定、Biz利用規定等、その他関連規定に違反してOTPカードを利用した場合、なんらの催告なくして、OTPカードを失効することができるものとします。
- 当行は、Bizが解約された場合(Bizの契約期間が継続されずに満了した場合を含む。)、またはBizが廃止された場合には、なんらの催告なくして、OTPカードを失効するものとします。
- OTPカードは、当行におけるOTPカードの失効手続きの完了によりOTPカードの失効の効果が生じるものとします。お客様は、失効したOTPカードを適切に廃棄するものとします。

第7条 免責事項

- 当行所定の環境、当行所定の方法以外でOTPカードを利用したことによりお客様に損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
- ログインおよび取引承認その他当行所定の手続き時の本人確認以外の目的でOTPカードを利用したことによりお客様に損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
- OTPカードの紛失・盗難、未廃棄(不適切な方法による廃棄も含みます。)等によりお客様に損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
- 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、OTPカードの故障等によりお客様に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
- 第2条第4項に定めるOTPカードの登録を行わない場合、または第6条に基づくOTPカードの失効がなされた場合には、OTPカードを利用できませんが、これによりお客様に損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
- お客様は、OTPカードの使用により第三者に損害を与えた場合、自己の責任および費用負担によってこれを解決し、当行に対して一切迷惑をかけないものとします。
- OTPカードは、暗号化された製品であり、海外への持ち出しおよび本邦への持ち込みが非常に厳しく管理されております。お客様の都合で、海外へ持ち出したり本邦へ持ち込む場合には、お客様の責任にて行うものとし、当行は当該持ち出したり持ち込みに關わる責任を負いません。
- 前各項に定めるほか、お客様がOTPカード利用規定、Biz利用規定等、その他関連規定の定めに違反したことによりお客様に損害が生じた場合、当行は責任を負いません。

第8条 関係規定の適用・準用

本規定に明文の定めのない事項については、OTPカード利用規定、Biz利用規定等のほか、普通預金規定、当座勘定規定、当座貸越約定書、振込規定その他の関連規定を適用または準用するものとします。なお、当該関係規定に、規定間の抵触がある場合の優先関係につき定めがある場合には、その定めによるものとします。

第9条 OTPカードの仕様およびOTPカード利用規定の変更

当行はOTPカードの仕様およびOTPカード利用規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客様に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第10条 OTPカード利用の停止

当行は、Bizの利用が停止された場合、セキュリティ対策上必要な場合等その他当行が必要と認める場合には、ウェブサイト上の表示等当行所定の方法で告知することによりBizでのOTPカードの利用を停止することができることとします。

第12条 準拠法・合意管轄

OTPカード利用規定の契約準拠法は日本法とします。OTPカード利用規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

第1条 BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)および BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)利用規定

1. BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)(以下「Biz マルチバンクサービス」といいます。)とは、BizSTATION サーバ接続サービスをご利用のお客さまのうち、当行所定の方法により別途申込みを行ったお客さまに提供される、第2条第1項に定める当行所定のサービスをいいます。
2. Biz マルチバンクサービスの利用にあたっては、本 BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)利用規定(以下「Biz マルチバンクサービス利用規定」といいます。)、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定(「MUF 口座振替」サービスに関する契約書を含みます。以下同じです。)を適用するものとします(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に規定された「本サービス」に Biz マルチバンクサービスが含まれるものとします)。なお、Biz マルチバンクサービス利用規定で別途定める場合を除き、Biz マルチバンクサービス利用規定と BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定とが抵触する場合には、Biz マルチバンクサービス利用規定が優先されるものとします。

第2条 Biz マルチバンクサービスの内容

1. お客さまは、Biz マルチバンクサービスにおいて、お客さまが当行もしくは当行以外の当行所定の提携金融機関(以下「提携金融機関」といいます。)に有している口座、またはお客さまが当行所定の方法により指定する口座に関する取引またはサービスにかかる依頼データを「サーバ間接続」(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める意味を有します。)やパーソナルコンピューター等を通じて、インターネット等により、提携金融機関に対して送信する方法により、以下のサービス(以下「本件対象サービス」といいます。)を利用ることができ、当行は、お客さまに対して本件対象サービスを提供いたします。
 - (1)「総合振込」取引
 - (2)「給与／賞与振込」取引
 - (3)「取引通知」サービス
 - (4)「口座振替」サービス
 - (5)「MUF 口座振替」サービス
2. 前項第1号乃至第4号のサービスまたは取引は、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める意味を有します。
3. 第1項第5号に記載された「MUF 口座振替」サービスとは、お客さまが、当行および三菱 UFJ ファイター株式会社(以下「MUF」といいます。)に対し、お客さまの顧客がお客さまに支払うべき代金を当該顧客の指定する預金口座からの口座振替により収納する業務を委託し、当行および MUF が当該業務を受託し互いに協力して実施するサービスをいいます。

第3条 対象金融機関との関係

1. お客さまは、当行および提携金融機関のうち、Biz マルチバンクサービスの対象とする金融機関(以下「対象金融機関」といいます。)、対象金融機関との接続仕様、その他当行所定の情報について、当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、お客さまが届け出る対象金融機関には、第7条第2項に従い、申込みを行った本件対象サービス(第2条第1項第3号に定める「取引通知」サービスを除きます。)の全てについて、当行が含まれていなければなりません。
2. 当行は、当行以外の対象金融機関(以下「他行対象金融機関」といいます。)に対してデータ送付を行うため、お客さまに対し、いつでも、他行対象金融機関との間のファームバンキング(金融機関のコンピューターと顧客のコンピューターをデータ通信網で結び、顧客にバンキングサービスを提供するものをいいます。以下同じです。)に関する契約書、接続仕様書、お客さまの窓口担当者等の情報提供を求めることができ、お客さまは当行所定の方法に従いこれにすみやかに協力するものとします。
3. お客さまは、前各項に基づき届け出たまたは提供した情報を追加、削除その他変更するときは、当行所定の方法により届け出るものとします。当行は、当行内での変更登録処理が完了するまでの間、当行に届出された事項に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまもしくはその顧客または他行対象金融機関に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
4. お客さまが Biz マルチバンクサービスを利用するにあたり他行対象金融機関との間で必要な手続(他行対象金融機関への通知、承諾の取得等)がある場合には、お客さまの費用と責任でかかる手続を確認および履行するものとします。かかる確認または履行を怠ったことによりお客さまもしくはその顧客または他行対象金融機関が損害を被ったとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
5. お客さまは、当行に対し本件対象サービスにかかる依頼を行った取引については、対象金融機関との間のファームバンキングに関する契約に基づく重複した取引の依頼を行わないものとします。ただし、本件対象サービスの提供に何らかの支障が生じた場合その他合理的に必要な場合には、お客さまが、事前に当行に通知したうえ、対象金融機関に上記取引の依頼を行なうことを妨げません。かかる重複した取引依頼によりお客さまもしくはその顧客または他行対象金融機関が損害を被ったとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第4条 データ送付の委託

1. 当行は、本件対象サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当行の判断にて第三者(以下「委託先」といいます。)に委託することができます。
2. 当行は、お客さまに通知することなく委託先を変更することができ、お客さまは、当該委託先の変更に際して当行の要請に従い必要な協力をを行うものとします。
3. 当行は委託先に対して、委託のために必要な範囲で、お客さまから事前の書面による承諾を受けることなく、お客さまに関する情報およびお客さまから受領した情報(お客さまの顧客に関する情報を含みます。)を開示することができます。なお、お客さまは、当行にその顧客の情報を提供する際には、当該顧客から、当行が当該情報を委託先に開示することがあることについて、事前の承諾を得るものとします。

第5条 お客さまによる取引依頼等

1. お客さまは、Biz マルチバンクサービスに係る取引の依頼を行う場合、当該取引の依頼の方法については、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第10条の規定に準じる方法により行うものとします。
2. お客さまは、当行に有している口座に関し、Biz マルチバンクサービスに基づき行った「総合振込」取引または「給与／賞与振込」取引につき、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第13条の定めに従い、取引の訂正または組戻しを行うことができます。ただし、お客さまが他行対象金融機関に有している口座に関しては、かかる取引の訂正または組戻しを行うことができないので、お客さまにて他行対象金融機関に対する取引の訂正または組戻しの依頼を行ってください。
3. お客さまは、本件対象サービスに係る取引依頼後は当該取引依頼を取り消すことはできません。
4. お客さまは、当行所定の取引依頼时限内に取引依頼を行わなければなりません。ただし、当行は、当行所定の方法により、取引依頼时限後の取引依頼を受け付ける場合があります。
5. 前各項の手続については、他行対象金融機関が設定する时限等により、ご依頼内容通りの取引ができないことがあります。持込遅延等によりお客さままたはその顧客に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第6条 利用手数料等

1. Biz マルチバンクサービスの利用にあたっては、Biz マルチバンクサービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額(お客さまが非居住者であるか、また Biz マルチバンクサービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。)をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、隨時ご確認ください。この場合、当行は、Biz マルチバンクサービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、お客さまの代表口座から当行所定の日に自動的に引き落とします。Biz マルチバンクサービス利用手数料および消費税が引き落とせなかつた場合、当行は、引き落とせなかつた額に相当する金額を登録されているお客さまのサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引き落とせるものとします。
2. 各取引に係る手数料
 - (1) 他行対象金融機関との間の各取引
前項の手数料のほか、Biz マルチバンクサービスを利用した他行対象金融機関との間の各取引にあたり、データ処理手数料および消費税をいただきます。
 - (2) 当行との間の各取引
前項の手数料および内国為替手数料のほか、Biz マルチバンクサービスを利用した当行との間の各取引にあたり、データ処理手数料および消費税をいただきます。
 - (3) 手数料金額および引落方法
手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随时ご確認ください。この場合、上記の手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客さまから届け出でていただく引落方法により自動的に引落します。引落方法は、

お客さまが BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第2条に定める「申込書」において届け出た内国為替手数料の引落方法とします。(上記の手数料および消費税の引落しができなかった場合、当行は引落しができなかった額に相当する金額を代表口座またはサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落ができるものとします。)

第7条 利用申込等

1. Biz マルチバンクサービスの利用を申込されるお客さまは、BizSTATION サーバ接続サービスの利用も併せて申し込むものとします。お客さまは、Biz マルチバンクサービス利用規定、BizSTATION サーバ接続利用基本規定その他の関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により Biz マルチバンクサービスの利用を申し込むものとします。
2. お客さまは、前項に基づく利用申込にあたり、当行所定の方法により、第2条第1項第1号乃至第5号に規定する Biz マルチバンクサービスのうち、利用するサービス(以下「取引種別」といいます。)を選択して申し込むものとします。また、当該申込み後に追加・止めがある場合、当行所定の方法により、当行に届け出るものとします。ただし、お客さまは、第2条第1項第1号乃至第5号に規定する Biz マルチバンクサービスのうち、少なくとも1以上のサービスを利用しないければなりません。
3. 本件対象サービスは、お客さまが当行所定の方法により届け出る適用日から利用が可能になります。第6条第1項の手数料は当該適用日当日から発生しますので、ご注意ください。ただし、BizSTATION マルチバンクサービスを新規でお申し込みされる場合、選択する取引種別の適用日は、BizSTATION サーバ接続サービスの対応する取引種別の利用開始日と同日としなければなりません。
4. 本件対象サービスのうち「MUF 口座振替」サービスを利用されるお客さまは、「MUF 口座振替」サービスを利用するにあたって、当行所定の方法により、当行および MUF との間で、「MUF 口座振替」サービスに関する契約書を締結するものとします。なお、Biz マルチバンクサービス利用規定と当該契約が抵触する場合には、Biz マルチバンクサービス利用規定が優先するものとします。
5. お客さまは、Biz マルチバンクサービスを利用するにあたり、当行所定の方法により、お客さま・当行間、およびお客さま(または委託先)・他行対象金融機関間で接続テストを実施することに協力するものとします。

第8条 免責事項等

1. Biz マルチバンクサービスの利用により、他行対象金融機関の取引の手続の遅延・不能等の理由でお客さままたはその顧客に損害が生じたとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
2. Biz マルチバンクサービスの利用に関して、お客さま・他行対象金融機関間またはお客さま・その顧客間の紛議等が生じた場合は、お客さまの費用および責任で、お客さま・他行対象金融機関間またはお客さま・その顧客間で解決するものとし、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
3. 委託先の業務に起因してお客さまもしくはその顧客または他行対象金融機関に損害が生じた場合でも、委託先の選任・監督について当行に責めに帰すべき事由がない場合は、当行は責任を負いません。

第9条 取止め等

1. Biz マルチバンクサービスは、当行の都合でいつでも取止めできるものとします。この場合には、当行は、お客さまの届出住所(代表口座として届け出た口座の登録住所をいいます。以下同じです。)等に取止めの通知を行います。当行が取止めの通知をお客さまの届出住所にあてて発信したにもかかわらず、その通知が延着または到着しなかった(受領拒否の場合も含みます。)場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
2. お客さまは、当行所定の方法により、当行にあらかじめ通知のうえ、Biz マルチバンクサービスを取止めすることができます。ただし、お客さまは、取止めの申出をするにあたっては、事前に、お客さまの費用および責任において、処理が完了していない「総合振込」取引、「給与／賞与振込」取引、「取引通知」サービス、「口座振替」サービス、「MUF 口座振替」サービスの依頼または訂正・組戻しの依頼が存在しないか確認したうえ、該当する取引が存在した場合には、当該取引が完了するか、または当該取引について取消手続を行ったうえでなければ、かかる取止めの申出を行うことができません。また、お客さまが Biz マルチバンクサービスをお申込み後本件対象サービスの利用を開始する適用日前において、Biz マルチバンクサービスを取止めする場合、当行に対し、当行が委託先に対して負担した事務処理手数料等の費用を支払うものとします。
3. BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第22条の規定にかかるわらず、お客さまは、前二項により Biz マルチバンクサービスを取り止めることなく、BizSTATION サーバ接続サービスの契約を解約することはできないものとします。
4. お客さまが本件対象サービスにかかる取引を依頼した後に、お客さまについて、支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があつたとき、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合その他 BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定に従い BizSTATION サーバ接続サービスを解約すべき事由が生じたときは、当行は、当該取引を停止することができます。また、なんらの催告なくして Biz マルチバンクサービスの契約を取り止めることができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに取止めされたものとします。
5. お客さまによる本件対象サービスにかかる取引の依頼その他お客さまの操作が不正の目的で行われたと認められる場合、取引の依頼等についてお客さま・他行対象金融機関間の紛議等が生じた場合(お客さまが本件対象サービスの提供を受けるために必要な他行対象金融機関との手続を履行しない場合を含みます。)には、当行は、当該取引を停止することができ、また、Biz サーバ接続マルチバンクサービスの契約を取り止めることができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに取止めされたものとします。
6. BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に従い BizSTATION サーバ接続サービスの契約が当行からの解約等により終了するときは、当行からお客さまに対する通知なく、Biz マルチバンクサービスも当然に終了するものとします。
7. Biz マルチバンクサービスの契約が取止めにより終了した場合には、その取止め時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行所定の手続に従い、当行はその処理を行い、または中止することができるものとし、万一これによってお客さまもしくはその顧客または他行対象金融機関に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第10条 サービス内容または規定の変更

1. 当行は、Biz マルチバンクサービスまたは Biz マルチバンクサービス利用規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまもしくはその顧客または他行対象金融機関に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
2. Biz マルチバンクサービス利用規定が申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新のサービスまたは利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、お客さまは、Biz マルチバンクサービスのお申込およびご利用にあたり、事前に当行ウェブサイトに掲載された最新の Biz マルチバンクサービス利用規定をご確認ください。

以上

第1条 BizSTATION サーバ接続サービス(グループ一括契約型)および BizSTATION サーバ接続サービス(グループ一括契約型)利用規定

1. BizSTATION サーバ接続サービス(グループ一括契約型)(以下「Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)」といいます。)とは、BizSTATION サーバ接続サービスをご利用のお客さまのうち統括会社として Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)をお申し込みのお客さま(以下「統括会社」といいます。)が、業務委託者として Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)をお申し込みのお客さま(以下「業務委託者」といへ、統括会社と総称して「お客さま」ということがあります。)のために、業務委託者からの委託を受けて、「サーバ間接続」(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める意味を有します。)やパーソナルコンピューター等を通じて、インターネット等により、第2条第1項に定める当行所定のサービスを利用して取引等を依頼等するサービスおよびこれに付随するサービスのことをいいます。
 2. 統括会社および業務委託者は、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)の利用にあたっては、本 BizSTATION サーバ接続サービス(グループ一括契約型)利用規定(以下「Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)利用規定」といいます。)、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定(BizSTATION サーバ接続マルチバンクサービス利用規定および「MUF 口座振替」サービスに関する契約書を含みます。以下同じです。)が適用されることに同意します(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に規定された「本サービス」に Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)が含まれるものとします。)。なお、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)利用規定と BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定とが抵触する場合には、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)利用規定が優先されるものとします。
 3. 統括会社は、本サービスのほか、BizSTATION に係る契約を締結し、本サービスおよび BizSTATION に係る代表口座を同一とする場合には、「振込」(BizSTATION 利用規定に定める意味によります。)および「振替」(BizSTATION 利用規定に定める意味によります。)に係る振込手数料引落方法等(以下「振込手数料引落方法等」といいます。)は、同一内容になることを要し、振込手数料引落方法等の内容が異なる場合には、振込手数料引落方法等の内容を統一するものとします。
- また、業務委託者は、本サービスのほか、BizSTATION に係る契約を締結し、本サービスに係る代表口座またはサービス指定口座を BizSTATION に係る代表口座と同一とする場合には、振込手数料引落方法等は、同一内容になることを要し、振込手数料引落方法等の内容が異なる場合には、振込手数料引落方法等の内容を統一するものとします。

第2条 Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)の内容

1. 統括会社は、業務委託者のために、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)において以下のサービス(以下「本件対象サービス」といいます。)を利用することができます。当行は、統括会社に対して本件対象サービスを提供いたします。
 - (1)BizSTATION サーバ接続サービスで利用可能なサービス
 - (2)BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)で利用可能なサービス
2. 統括会社および業務委託者は、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)の対象となるサービス指定口座として業務委託者の口座を当行に届け出たうえで登録し、統括会社の依頼により、この業務委託者の口座(以下「対象サービス指定口座」といいます。)について本件対象サービスにかかる取引の依頼等を行います。
3. 当行は、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)で統括会社が当行に依頼した業務委託者の取引の明細等につき、統括会社に通知します。統括会社は、当該明細等を直ちに業務委託者に通知するものとし、当行が統括会社に提供した時点で業務委託者にも当該明細等に係る情報のすべてにつき当行からの提供があったものとみなします。

第3条 サービス管理責任者および登録利用者

1. 統括会社は、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)の利用に際して統括会社を代表する責任者(以下「サービス管理責任者」といいます。)を当行所定の手続により届け出るものとします。
2. サービス管理責任者は、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)の利用に関するサービス管理責任者の権限を一定の範囲で代行する、または Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)の利用に必要な操作権限等を保有する利用者(以下「統括会社利用者」といいます。)を当行所定の手続により登録できるものとします。なお、統括会社利用者には、その権限に応じて統括会社または業務委託者に関する情報が開示されることがあります。
3. ご登録いただく統括会社利用者の数は、当行所定の登録限度数を超えることはできません。また、かかる登録限度数を超えない場合であっても、統括会社利用者が当行所定の登録数を超える場合には、当行は、その登録数に応じて統括会社から当行所定の手数料をいただきます。
4. サービス管理責任者の変更またはサービス管理責任者に関する登録内容の変更については、すみやかに当行所定の手続により届け出るものとします。当行は、当行内での変更登録処理が完了するまでの間、サービス管理責任者またはサービス管理責任者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによって統括会社、業務委託者もしくはその顧客、または他行対象金融機関(BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)利用規定に定める意味を有します。以下同じ。)に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
5. 統括会社利用者ならびに統括会社利用者に関する登録内容の変更については、当行所定の方法により登録を変更するものとします。当行は、登録の変更が完了するまでの間、統括会社利用者に変更がない、または統括会社利用者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによって統括会社、業務委託者もしくはその顧客、または他行対象金融機関に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
6. 当行が統括会社に対して Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)に関する通知を行う場合、当行に対し届出のあった住所(代表口座として届け出た口座の登録住所をいいます。以下同じです。)、電話番号またはメールアドレスに対してもしくはセキュアメッセージにより行うこととし、かかる通知がなされた場合、統括会社利用者全員に対しても通知がなされたものとみなします。

第4条 統括会社による取引依頼等

1. 業務委託者は、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)による自らの対象サービス指定口座に関する一切の取引、情報の受渡し等について、統括会社に委任のうえ必要なすべての権限を付与し、統括会社は、これを受任して当行所定の方法により Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)を利用するものとします。
2. 業務委託者は、統括会社および業務委託者の両者により当行に対して当行所定の解約依頼書を提出し、当行がこれを受け付けるまで、または Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)が解約等により終了するまで、前項の委任および権限の付与を取り消し、または撤回することができないものとします。
3. 統括会社は、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定に従い、当行に対して、当行所定の方法により対象サービス指定口座について本件対象サービスにかかる取引を依頼します。当行がこの依頼を受け付け、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定に従つて依頼内容が確定した場合には、当行は、業務委託者の口座に関する取引として、これを実行いたします。業務委託者は、この統括会社の依頼に基づく当行による取引の実行をあらかじめ了承のうえ、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き一切異議を述べません。
4. 当行が Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)に関して統括会社に対して提供した情報(セキュアメッセージによる連絡その他の BizSTATION を通じた連絡、電子メールによる連絡、書面による連絡を含みますが、これらに限られません。)については、統括会社は、自己および業務委託者のために受領するものとします。統括会社は、当該情報につき、必要に応じて直ちに業務委託者に提供するものとし、当行が統括会社に提供した時点で業務委託者にも当該情報のすべてにつき当行からの提供があったものとみなします。
5. 統括会社は、本件対象サービスにかかる取引の実行の依頼のほか、当行に対して、当行所定の方法により、本件対象サービスに関する条件の設定その他の依頼を行うことができます。
6. 統括会社が Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)に関して当行に対して提供した情報については、業務委託者が同意し、承諾したうえで提供されたものとみなします。
7. 統括会社による訂正・組戻し
 - (1) 統括会社は、第1項または第8条第5項に係る委任に基づき、当行窓口または BizSTATION を通じた依頼により、本件対象サービスにかかる取引の訂正または組戻しを当行に対して依頼することができます。ただし、本件対象サービスにかかる取引について一度組戻されたうえで再振込が行われた場合、その後になされる再振込取引については、第8条第5項に基づく BizSTATION を通じた依頼を行うことはできず、当行窓口において訂正または組戻しを行うものとします。
 - (2) 本件対象サービスにかかる取引について一度組戻されたうえで再振込が行われ、さらにかかる再振込取引について再度組戻しが行われた場合、その後になされる再振込取引については、統括会社が訂正または組戻しを行うことはできず、業務委託者が第5条第3項第2号に従って、訂正または組戻しを行うものとします。

第5条 業務委託者による別途依頼の処理等

- 業務委託者が、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)によらずに別途自己の BizSTATION、当行窓口等において、対象サービス指定口座につき当行に対して本件対象サービスにかかる取引の依頼を行う場合には、当行は、統括会社による Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)による依頼と業務委託者によるかかる別途の依頼とを、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定、その他当行所定の手続を満たす限り、いずれも受け付けたうえで、当行所定の方法により、実行することができます。
- 業務委託者が、当行所定の方法により自ら指定した総合振込もしくは給与賞与振込または特別地方税徵収取引の資金の引落方法の変更を当行に対して依頼する場合には、当行は、かかる依頼に従い、当行所定の方法により、引落方法を変更することができます。
- 業務委託者による訂正・組戻し
 - (1) 業務委託者が、統括会社による依頼によらずに、別途自ら当行窓口または第8条第5項に基づく BizSTATION を通じ、本件対象サービスにかかる取引の訂正または組戻しを当行に対して依頼する場合には、当行は、かかる依頼に従い、当行所定の方法により、かかる取引の訂正または組戻しを行うことができます。ただし、本件対象サービスにかかる取引について一度組戻されたうえで再振込が行われた場合、その後になされる再振込取引については、第8条第5項に基づく BizSTATION を通じた依頼を行うことはできず、当行窓口において訂正または組戻しを行うものとします。
 - (2) 本件対象サービスにかかる取引について一度組戻されたうえで再振込が行われ、さらにかかる再振込取引について再度組戻しが行われた場合、その後になされる再振込取引については、統括会社が訂正または組戻しを行うことはできず、業務委託者が当行窓口において訂正または組戻しを行うものとします。
- 業務委託者による前各項に定める依頼は Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)の対象外のものであり、当行は、これを Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)とは別に当行所定の利用規定等に従い取り扱います。
- 業務委託者は、第1項または第3項第1号に定める依頼を行う場合、事前に統括会社から承諾を得なければならず、当行は、当該承諾を得ずになされた依頼に基づき手続等を行った場合でも、統括会社、業務委託者およびその顧客、ならびに他行対象金融機関に対し、責任を負いません。

第6条 情報利用等

- 業務委託者は、統括会社がその BizSTATION により複数の者を業務委託者としてそれぞれ Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)を利用することがあることを確認し、了承いたします(かかる複数の者のうち業務委託者以外の者を「他の業務委託者」といいます。)。
- 統括会社は、その責任において、業務委託者に関する情報を管理し、利用するものとし、この情報が他の業務委託者を含む第三者に開示または漏洩された場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
- 当行は、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)の提供に際して、統括会社に対して、対象サービス指定口座に関する一切の情報を提供することができるものとし、業務委託者はこれを了承いたします。
- 統括会社および業務委託者は、各自の責任において、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)にかかるそれぞれの契約者番号等の個人情報、対象サービス指定口座についての本件対象サービスにかかる取引条件その他の Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)の利用に関して必要な情報をお互いに認識し、共有するものとします。

第7条 利用手数料等

- Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)の利用にあたっては、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)利用手数料および消費税・地方消費税相当額(お客様が非居住者であるか、また Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)の提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。)をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、隨時ご確認ください。この場合、当行は、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、統括会社の代表口座から当行所定の日に自動的に引き落とします。Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)利用手数料および消費税が引き落とせなかった場合、当行は、引き落とせなかった額に相当する金額を登録されている統括会社のサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引き落とせるものとします。
- 前項の手数料のほか、当行との間の各取引にあたり、内国為替手数料および消費税については業務委託者の対象サービス指定口座から、データ処理手数料および消費税については統括会社の代表口座から、それぞれ BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定に従って引き落とします。また、BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)に係る他行対象金融機関との間の各取引にあたり、データ処理手数料および消費税を、統括会社の代表口座から、それぞれ BizSTATION マルチバンクサービス利用規定その他の関連諸規定に従って引き落とします。この場合、当行は、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引き落とせるものとします。

第8条 利用申込等

- Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)の利用を申込されるお客様は、BizSTATION サーバ接続サービスの利用も併せて申し込まなければなりません。お客様は、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)利用基本規定、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申し込むものとします。なお、すでに BizSTATION サーバ接続サービスをご利用のお客様が、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)を申し込む場合には、BizSTATION サーバ接続サービスを一旦解約のうえ、上記の申込手続を行うものとします。
- お客様は、第2条第1項第2号に規定するサービスをご利用いただくには、事前に、BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)を申し込むものとします。
- お客様は、第1項の申込みのほか、「口座振替」サービスの利用にあたり、統括会社および業務委託者と当行との間で当行所定の協定書を締結するものとします。なお、「口座振替」サービスの利用にあたっては、業務委託者が BizSTATION 口座振替サービス利用規定に定める委託者(収納企業)となり、統括会社が業務委託者のために業務委託者名義の口座を対象サービス指定口座として取引依頼を行うものとします。
- 統括会社および業務委託者は、当行所定の方法により、「取引通知」サービスの対象となる対象サービス指定口座として届出済みの口座につき登録を削除することができます。
- BizSTATION を通じた訂正・組戻し
 - (1) BizSTATION を通じて訂正または組戻しを行う場合には、お客様において、別途当行所定の方法による BizSTATION サービスおよび BizSTATION 振込送金・組戻し・訂正サービスのお申込みが必要になりますのでご注意ください。業務委託者は、同サービスに基づく訂正または組戻しについて、別途 Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)利用規定に定める場合を除き、統括会社に委任のうえ必要なすべての権限を付与し、統括会社は、これを受任して当行所定の方法により同サービスを利用するものとします。この場合、当行は、当行所定の振込組戻手数料および振込訂正手数料ならびに消費税を統括会社の組戻手数料引落口座から引き落とします。
 - (2) 業務委託者は、統括会社および業務委託者の両者により当行に対して当行所定の解約依頼書を提出し、当行がこれを受け付けるまで、または Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)が解約等により終了するまで、前号の委任および権限の付与を取り消し、または撤回することができないものとします。

第9条 業務委託者による確認

- 当行は、第4条に従い統括会社による本件対象サービスにかかる取引の依頼を受けてこれを実行し、または統括会社に対して本件対象サービスを提供いたします。
- 対象サービス指定口座の残高不足等の資金引落処理ができない場合には、当行は、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定に従い統括会社による取引の依頼につき実行する義務を負いません。対象サービス指定口座の残高不足等または統括会社による依頼の遅れその他の不注意により、業務委託者の意図するとおりに、本件対象サービスにかかる取引が実行されないことがあります。
- 当行は、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)による統括会社への本件対象サービスの提供にあたり、統括会社の依頼した取引の結果につき、統括会社の依頼内容および BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定に従い取引の実行その他の処理を行いう限り、業務委託者に対し、責任を負いません。
- 当行は、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)またはこれによる本件対象サービスに関して、業務委託者については、業務委託者から受任を受けた統括会社に対し、通知を行い、本件対象サービスにかかる取引についての照会、問合せ等につき応答等するものとします。また、当行は、「取引通知」サービスの明細表等の情報につき、統括会社に対して提供し、統括会社は、当該情報を自己および業務委託者のために受領するものとします。
- 業務委託者は、統括会社の依頼等により対象サービス指定口座に関して自らの意図しない取引が実行されるおそれがあること、および当行が業務委託者に対して情報提供の責任を負わないことを認識し、了承のうえ、統括会社に対して問い合わせを行い、Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)による自らの対象サービス指定口座に関する取引について、自らの責任により確認するものとします。業務委託者がこの確認を怠ったことにより統括会社、業務委託者もしくはその顧客、または他行対象金融機関に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

第10条 BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)を利用する場合

- BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)を利用する場合、お客様は、第7条第1項に基づく利用申込みに先立ち、他行対象金融機関(BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)利用規定に定める意味を有します。)との間で、業務委託者が統括会社に本件対象サービスに係るデータ伝送を委託することその他当行が必要と認める事項について予め合意しておくものとします。

2. 当行は、他行対象金融機関に対してデータ送付を行うため、統括会社に対し、いつでも、他行対象金融機関との間のファームバンキング（金融機関のコンピューターと顧客のコンピューターをデータ通信網で結び、顧客にキャッシングサービスを提供するものをいいます。）に関する契約書、接続仕様書、統括会社の窓口担当者等の情報提供を求めることができ、統括会社および業務委託者は当行所定の方法に従いこれにすみやかに協力するものとします。

第11条 免責事項等

1. Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の利用により、統括会社の取引の依頼の遅延・不能・意図せぬ取引依頼等の理由で統括会社、業務委託者もしくはその顧客、または他行対象金融機関に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
2. Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の利用に関して、統括会社、業務委託者、業務委託者の顧客、他行対象金融機関の全部またはその一部の間の紛議等が生じた場合は、紛争当事者間で解決するものとし、当行は責任を負いません。
3. 統括会社は業務委託者の役員、従業員その他の統括会社に属しない者を統括会社利用者として登録することもできるものとし、当行は、これにより業務委託者その他の統括会社以外の者において本件対象サービスにかかる取引の依頼等が行われた場合でも、責任を負いません。

第12条 解約等

1. Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）は、当行の都合でいつでも解約できるものとします。この場合には、当行は、統括会社の届出住所等に解約の通知を行います。当行が解約の通知を統括会社の届出住所にあてて発信したにもかかわらず、その通知が延着しなかった（受領拒否の場合も含みます。）場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。統括会社は、当行からこの通知を受領したときは、直ちに、業務委託者にその旨の通知をするものとします。
2. 統括会社および業務委託者は、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）を解約しようとする場合、当行所定の方法により、統括会社および業務委託者の連名にて当行に依頼のうえ、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）を解約することができます。ただし、統括会社および業務委託者は、本件対象サービスの一部のみについて、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）を取り止めることはできません。
3. 統括会社は、前項に定める場合のほか、当行所定の方法により、当行に依頼のうえ、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）を解約することができます。ただし、統括会社は、本件対象サービスの一部のみについて、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）を取り止めることはできません。統括会社は、かかる解約依頼を行ったときには、直ちに、業務委託者にその旨の通知をするものとします。
4. 業務委託者は、第2項に定める場合のほか、当行所定の方法により、当行に依頼のうえ、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）を解約することができます。ただし、業務委託者は、本件対象サービスの一部のみについて、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）を取り止めることはできません。業務委託者は、かかる解約依頼を行ったときには、直ちに、統括会社にその旨の通知をするものとします。
5. 統括会社が本件対象サービスにかかる取引を依頼した後に、(1) 統括会社または業務委託者について、①支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき、②手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき、③口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき、④BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定に従い BizSTATION サーバ接続サービスを解約すべき事由が生じたとき、(2) 統括会社による本件対象サービスにかかる取引の依頼その他統括会社の操作が不正の目的にて行われたと認められるとき、(3) 取引の依頼等について統括会社・業務委託者間の紛議等が生じたとき、または(4) その他 Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）を提供することが不適切であると当行が判断したときには、当行は、なんらの催告なくして、当該取引を停止することができ、または Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の契約を解約することができます。かかる事由に基づき当行が Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が統括会社にその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。統括会社は、当行からこの通知を受領したときは、直ちに、業務委託者にその旨の通知をするものとします。
6. Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の契約が前各項により解約される場合または停止される場合には、その解約時または停止期間は当行所定の方法により決定され、その解約または停止時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負わず、万一これによつて統括会社、業務委託者もしくはその顧客、または他行対象金融機関に損害が生じた場合でも、当行はその責任を負いません。業務委託者は、前各項に従い取引停止または解約のなされることを了承のうえ、自らの責任において、自らの対象サービス指定口座に関する一切の取引を処理するものとします。
7. Biz マルチバンクサービスの契約が取止めにより終了した場合には、その取止め時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行所定の手続に従い、当行はその処理を行い、または中止することができるものとし、万一これによつて統括会社、業務委託者もしくはその顧客、または他行対象金融機関に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第13条 通知

当行が Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）またはこれによる本件対象サービスに関して業務委託者に対し通知をする場合、統括会社は、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）利用規定で別途定める場合を除き、当該通知を業務委託者のために受領するものとし、当行は、統括会社に対して通知をすることにより、業務委託者に対しても通知をしたとみなすことができます。統括会社は、当行からかかる通知を受領したときは、直ちに、業務委託者にその旨の通知をするものとします。

第14条 サービス内容または規定の変更

1. 当行は、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）または Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）利用規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一統括会社、業務委託者もしくはその顧客、または他行対象金融機関に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
2. Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）利用規定が申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新のサービスまたは利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、統括会社および業務委託者は、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の申込みおよび利用にあたり、事前に当行ウェブサイトに掲載された最新の Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）利用規定をご確認ください。ただし、当行ウェブサイトに掲載されていない諸規定（以下「ウェブ非掲載諸規定」といいます。）については、統括会社および業務委託者は、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の申込みおよび利用にあたり、事前に当行から交付された最新のウェブ非掲載諸規定の内容が記載された書面をご確認ください。統括会社は、業務委託者のために当行から受領した当該書面またはその写しを業務委託者に提供し、業務委託者が Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の申込みおよび利用にあたり、事前に最新のウェブ非掲載諸規定を確認できるようにし、業務委託者は提供されたかかる規定の内容を事前に確認するものとします。

第15条 申込みおよび利用における書面等の交付および確認

1. 統括会社は、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の申込みおよび利用にあたり、当行から交付され、業務委託者のために受領した書面（Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）利用規定を含みます。以下「受領書面」といいます。）またはその写しを業務委託者に提供し、業務委託者が Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の申込みおよび利用にあたり、事前に当行から交付された受領書面を確認できるようにし、業務委託者は提供されたかかる受領書面の内容を事前に確認するものとします。
2. 統括会社は、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の申込みおよび利用にあたり、当行から提供され、業務委託者のために受領した情報（Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の内容に関する説明を含みます。以下「受領情報」といいます。）を業務委託者に提供し、業務委託者が Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の申込みおよび利用にあたり、事前に当行から交付された受領情報を確認できるようにし、業務委託者は提供されたかかる受領情報の内容を事前に確認するものとします。
3. 業務委託者は、Biz サーバ接続サービス（グループ一括契約型）の申込みおよび利用にあたり、当行からの受領書面および受領情報の提供は全て統括会社を経由することに同意し、統括会社からの当該書面または情報の提供が不十分の場合や遅延した場合にも、当行に対して直接請求することはできないことに同意します。

以上

第1条 BizSTATION サーバ接続サービス伝送ツールおよび BizSTATION サーバ接続サービス伝送ツール利用規定

1. BizSTATION サーバ接続サービス伝送ツール(以下「Biz 伝送ツール」といいます。)とは、BizSTATION サーバ接続サービスをご利用のお客さまのうち、当方所定の方法により別途申込みを行ったお客さまに提供される、第2条第1項に定める当行所定のサービスをいいます。
2. Biz 伝送ツールの利用にあたっては、本 BizSTATION サーバ接続サービス伝送ツール利用規定(以下「Biz 伝送ツール利用規定」といいます。)、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定、BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)利用規定その他の関連諸規定[「MUF 口座振替」サービスに関する契約書を含みます。以下同じです。)]を適用するものとします(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に規定された「本サービス」に Biz 伝送ツールが含まれるものとします。)。なお、Biz 伝送ツール利用規定で別途定める場合を除き、Biz 伝送ツール利用規定と BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定とが抵触する場合には、Biz 伝送ツール利用規定が優先されるものとします。

第2条 Biz 伝送ツールの内容

1. お客さまは、Biz 伝送ツールにおいて、当行より提供する専用ソフトウェアを利用した上でインターネット等により、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に規定された「本サービス」のうち同規定第1条第1項第1号乃至第4号のサービスおよび BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)利用規定に規定された「Biz マルチバンクサービス」のうち同規定第2条第1項第1号乃至第5号のサービス(以下「本件対象サービス」といいます。)を利用することができます、当行は、お客さまに対して本件対象サービスを提供いたします。
2. Biz 伝送ツールにより BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)利用規定に規定された「Biz マルチバンクサービス」を利用しようとする場合には、お客さまは、別途、同規定に従いかかる Biz マルチバンクサービスを事前に申し込むものとします。前項にかかわらず、この申込みが当行において有效地に受け付けられていない限り、お客さまは Biz 伝送ツールによりかかる Biz マルチバンクサービスを利用することはできないものとします。

第3条 利用手数料等

BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める BizSTATION サーバ接続サービスの手数料および BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)利用規定に定める BizSTATION マルチバンクサービス(オプションサービス)の手数料のほかには、Biz 伝送ツールの利用にあたっては、Biz 伝送ツールの利用手数料は別途かからないものとします。

第4条 利用申込等

1. Biz 伝送ツールの利用を申込されるお客さまは、BizSTATION サーバ接続サービスの利用も併せて申し込むものとします。お客さまは、Biz 伝送ツール利用規定、BizSTATION サーバ接続利用基本規定その他の関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により Biz 伝送ツールの利用を申し込むものとします。
2. Biz 伝送ツールの利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限ります。Biz 伝送ツールに使用する機器等は、お客さまの負担および責任においてお客さまが準備し、Biz 伝送ツールの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。
3. お客さまは、Biz 伝送ツールを利用するにあたり、当行所定の方法により、お客さまの負担および責任により、自らお客さま・当行間での接続テストを実施するものとします。この場合において、当行から要請がある場合には、お客さまは、それに従い Biz 伝送ツール利用のための必要なテストを行うものとします。

第5条 免責事項等

1. Biz 伝送ツールの利用により、取引の遅延・不能等の理由でお客さまに損害が生じたとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
2. お客さまは、Biz 伝送ツールの設定内容、ソフトウェアに係る情報等を厳密に管理するものとし、当該設定内容、情報等が漏洩したことにより、お客さまに損害が生じたとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
3. 第4条第2項その他の関連規定に反して、お客さまが Biz 伝送ツールを不適切な利用環境で利用し、不適切な操作を行い、または Biz 伝送ツールに使用する機器等の維持(定期的な年次更新、当行からお客さまにお知らせする専用ソフトウェアのバージョンアップなどの各種メンテナンスを含みます。)を怠ったことにより生じた損害はお客さまの負担とし、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。お客さまが取引実行結果の確認を怠ったことにより生じた損害についても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第6条 取止め等

1. お客さまは、当行所定の方法により、当行にあらかじめ通知のうえ、Biz 伝送ツールを取止めすることができます。
2. お客さまが本件対象サービスにかかる取引を依頼した後に、お客さまについて、支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があつたとき、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合その他 BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定に従い BizSTATION サーバ接続サービスを解約すべき事由が生じたときには、当行は、当該取引を停止することができます。また、なんらの催告なくして Biz 伝送ツールの契約を取り止めることがあります。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに取止められたものとします。
3. お客さまによる本件対象サービスにかかる取引の依頼その他お客さまの操作が不正の目的にて行われたと認められる場合には、当行は、当該取引を停止することができます。また、Biz 伝送ツールの契約を取り止めることができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに取止められたものとします。
4. BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に従い BizSTATION サーバ接続サービスの契約が当行からの解約等により終了するときは、当行からお客さまに対する通知なく、Biz 伝送ツールも当然に終了するものとします。

第7条 密密保持

1. お客さまは、Biz 伝送ツールの利用に伴って知得した当行および第三者の秘密情報を秘密に保ち、第三者に開示または漏洩しないものとします。
2. お客さまが当行より入手したソフトウェア等を第三者に譲渡、ライセンス、貸与その他の方法により使用させることまたは開示・提供することを禁止します。
3. 当行の提供するソフトウェア等の複製および改変を禁止します。

第8条 サービス内容または規定の変更

1. 当行は、Biz 伝送ツールまたは Biz 伝送ツール利用規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
2. Biz 伝送ツール利用規定が申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新のサービスまたは利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、お客さまは、Biz 伝送ツールのお申込およびご利用にあたり、事前に当行ウェブサイトに掲載された最新の Biz 伝送ツール利用規定をご確認ください。

以上

第1条 BizSTATION サーバ接続サービス(オンライン振込)および BizSTATION サーバ接続サービス(オンライン振込)利用規定

1. BizSTATION サーバ接続サービス(オンライン振込)(以下「オンライン振込」といいます。)とは、BizSTATION サーバ接続サービスをご利用のお客さまのうち、次条第1項に定める方法により申込みを行い、当該申込みを当行が承諾したお客さま(以下単に「お客さま」といいます。)に提供される、第6条第1項に定める当行所定の取引をいいます。
2. 「オンライン振込」の利用にあたっては、本 BizSTATION サーバ接続サービス(オンライン振込)利用規定(以下「Biz オンライン振込利用規定」といいます。)、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定を適用するものとします(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第1条第1項に規定された「本サービス」のうち同項第5号の「その他当行が別途指定する取引・サービス」に、「オンライン振込」および Biz オンライン振込利用規定第6条第5項に基づく「オンライン振込」の実施結果の照会が含まれるものとします。以下、かかる「本サービス」を「本サービス(オンライン振込)」といいます。)。なお、Biz オンライン振込利用規定で別途定める場合を除き、Biz オンライン振込利用規定と BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定とが抵触する場合には、Biz オンライン振込利用規定が優先されるものとします。
3. BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第1条第1項の規定にかかわらず、「本サービス(オンライン振込)」には、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第1条第1項第1号乃至第4号に規定する取引、サービスは含まれないものとします。
4. Biz オンライン振込利用規定に基づく取引、サービスは、BizSTATION サーバ接続サービス(グループ一括契約型)利用規定第1条第1項に規定する Biz サーバ接続サービス(グループ一括契約型)において利用することはできません。
5. Biz オンライン振込利用規定において用いる用語は、別途定義するものを除き、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定において定義された意義と同一の意義を有するものとします。
6. 利用手数料等
 - (1)「本サービス(オンライン振込)」の利用にあたっては、本サービス(オンライン振込)利用手数料および消費税をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス(オンライン振込)利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービス(オンライン振込)についてお客様から届け出ていただく代表口座から当行所定の日に自動的に引落します。利用手数料の引落結果につきましては、所定の期間ウェブサイト上に表示しますので、都度ご確認ください。なお引落口座の残高不足等により、所定の期間内に利用料金の引落しができなかった場合、ウェブサイト上でのご確認はできません。(本サービス(オンライン振込)利用手数料および消費税の引落しができなかった場合、当行は引落しができなかった額に相当する金額を代表口座またはサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落しができるものとします。)
 - (2)「オンライン振込」取引の実施にあたっては、振込手数料ならびに消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行はこれらの手数料ならびに消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービス(オンライン振込)についてお客様から届け出ていただく引落方法により自動的に引落します。引落方法は、お客様が BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第2条に定める「申込書」において届け出た内国為替手数料の引落方法とします。引落しができなかった場合、当行は引落しができなかった額に相当する金額を代表口座またはサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落しができるものとします。

第2条 利用申込等

1. 「本サービス(オンライン振込)」の利用を希望される方は、Biz オンライン振込利用規定、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定その他の関連諸規定の内容をご了承のうえ、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第2条第1項に基づく利用申込にあたり、同条第2項の規定にかかわらず、「申込書」の「取引種別」欄に「オンライン振込」のみを選択する記載をして申し込むものとします。
2. 「本サービス(オンライン振込)」の利用を希望される方が「予約オンライン振込」「オンライン振込」のうち、第6条第1項第4号に基づき当該「オンライン振込」依頼の受付日の翌営業日が当該「オンライン振込」の実施日となるものをいいます。以下同じとします。)の利用を希望される場合には、その旨を記載して前項の申込みまたは届出を行うものとします。また、前項の申込みまたは届出の後に、「予約オンライン振込」取引の利用を追加する場合、当行所定の方法により、当行に届け出るものとします。

第3条 接続利用者

1. お客様は、お客様が利用するサーバ(以下「接続利用者」といいます。)にインターネット・サービス・プロバイダから固定 IP アドレス(以下「接続利用者用 IP アドレス」といいます。)の割当てを受け、これを維持するものとします。
2. お客様は、本サービス(オンライン振込)のご契約に際して接続利用者用 IP アドレスその他の接続利用者に係る情報を当行所定の手続により届け出るものとします。
3. お届出いただく接続利用者用 IP アドレスの数は、当行所定の数を超えることはできません。
4. お客様は、届け出ている接続利用者用 IP アドレスその他の接続利用者に関する登録内容の変更については、すみやかに当行所定の手続により届け出るものとします。当行は、当行内での変更登録処理が完了するまでの間、接続利用者または接続利用者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
5. お客様が接続利用者用 IP アドレスの割当てを受け、これを維持するにあたりインターネット・サービス・プロバイダとの間で必要な手続がある場合には、お客様の費用と責任でかかる手續を確認および履行するものとします。かかる確認または履行を怠ったことによりお客様もしくはその顧客または当該インターネット・サービス・プロバイダが損害を被ったとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第4条 「オンライン振込」依頼その他の取引依頼に際しての本人確認

1. 「オンライン振込」依頼その他の取引依頼に際しての本人確認は、以下の方法によるものとします。
 - (1)お客様は、説明書類に規定された期間内に、説明書類の説明に従って、振込依頼その他の取引依頼に際しての本人確認に必要な電子証明書および秘密鍵を得て取得・生成し、接続利用者であるサーバにインストールするものとします。当行は、電子証明書発行業務の一部を当行所定の企業に委託し、その委託にあたり必要な範囲でお客さまに関する情報を当該企業に開示できるものとします。また、電子証明書には有効期間があるため、本サービス(オンライン振込)の利用を継続するためには、有効期間が満了する前にご利用の電子証明書を更新する必要があります。この場合、お客様は、当行所定の方法でご利用の電子証明書の更新を行ってください。お客様は、当行所定の場合には、原則として、電子証明書および秘密鍵をエクスポートできないものとします。ただし、かかるエクスポートの制限は、当行所定の方法による場合には、適用されないものとします。
 - (2)「オンライン振込」依頼その他の取引依頼の際、当行は、①当行がお客様から都度提示を受ける電子証明書を解析し、②当行がお客様から契約者番号および接続利用者 ID を確認の上都度提示を受けるログインパスワードを、あらかじめ当行がお客様に交付している契約者番号、当行所定の接続利用者 ID、お客様が当行に届け出ているログインパスワードと比較して一致することを確認し、かつ、③当該取引依頼に係る送信元 IP アドレスを、お客様が当行に届け出ている接続利用者用 IP アドレスと比較して一致すること(複数の接続利用者用 IP アドレスを届け出ている場合にあってはそのうちの1つと一致すること)を確認することにより、接続利用者による依頼であることの確認を行うものとします。
 - (3)IC カード利用規定の定めにかかわらず、第1号で取得した電子証明書および秘密鍵の管理については、IC カードを用いることはできません。お客様は、電子証明書および秘密鍵につき、IC カードによらずに自らの責任において管理するものとします。
2. 当行が前項の方法に従って接続利用者を通じた依頼であることの確認をして取引をした場合は、契約者番号、接続利用者 ID、ログインパスワード、電子証明書、秘密鍵および接続利用者用 IP アドレスにつき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。契約者番号、接続利用者 ID、ログインパスワード、電子証明書、秘密鍵および接続利用者用 IP アドレスは、お客様の責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。また、電子証明書および秘密鍵をインストールした接続利用者であるサーバの廃棄・譲渡等電子証明書および秘密鍵の管理ができなくなる場合は必ず削除を行ってください。
3. お客様が、接続利用者用の電子証明書を紛失した場合、盗難された場合、または破損した場合は、すみやかにお客さまご本人から当行所定の手続により当行に届け出ると共に、電子証明書の再発行を受けてください。この届出に対し、当行は本サービス(オンライン振込)の利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第5条 「オンライン振込」取引等の依頼

1. 「オンライン振込」取引等の依頼方法
 - (1)「オンライン振込」取引の依頼方法

- ①お客さまは「オンライン振込」取引の依頼については接続利用者を通じて実施します。
- ②「オンライン振込」取引の依頼は、前条に従った接続利用者を通じた依頼であることの確認が終了後、お客さまが取引に必要な所定事項を、接続利用者を通じた当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで行うものとします。
- ③お客さまは、上記①および②に従い、接続利用者を通じた伝達を行うにあたり、あらかじめお客さまにてその内容の正確性を確認・照合のうえ、お客さまの正式な承認プロセスを経るものとします。
- ④当行は、次項のサービス指定口座の届出に基づき取引を行います。
- (2)「オンライン振込」取引の実施結果照会の依頼方法
- ①お客さまは次条第5項に基づく「オンライン振込」取引の実施結果の照会の依頼については接続利用者を通じて実施します。
- ②次条第5項に基づく「オンライン振込」取引の実施結果照会の依頼は、前条に従った接続利用者を通じた依頼であることの確認が終了後、お客さまが当該「オンライン振込」取引を特定するために必要な所定事項を、接続利用者を通じた当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで行うものとします。
2. サービス指定口座の届出
- (1)「オンライン振込」取引で利用する当行国内本支店の普通預金口座または当座預金口座(以下「サービス指定口座」といいます。)を申込書により届け出してください。当行は、届出の内容に従い「オンライン振込」取引のサービス指定口座として登録します。「サービス指定口座」は「オンライン振込」取引における引落口座として利用できる口座です。
- (2)お届出いただく「サービス指定口座」の口座数は、当行所定の数を超えることはできません。
- (3)「サービス指定口座」を追加・削除する場合は、当行が別途指定する場合を除き、「BizSTATION サービス指定口座追加・削除依頼書」により届け出るものとします。ただし、「オンライン振込」取引において引落口座として指定した後で当該サービス指定口座を削除した場合にも、当行はその指定を有効なものとして取り扱うものとします。
3. 依頼内容の確定
- 「オンライン振込」に係る取引の依頼は、当行所定の方法により、当該依頼に係るデータを当行に送付する方法によって行うものとします。このデータ送付が各取引で必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行所定の方法により当行による受付が完了した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、各取引の手続を行います。
4. サービス指定口座からの支払の実施等
- (1)引落口座からの資金の引落しについては、前項による取引の確定後、当行は振込資金につき通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで引落しを行います。
- (2)「オンライン振込」取引のうち即時に資金の引落しを行う取引の場合で、引落口座等が Biz オンライン振込利用規定の範囲内の場合、当行所定の方法により即時に資金の引落しを行い、お客さまに対しその実施結果の通知を当行所定の方法により行います。即時に資金の引落しを行わない取引の場合でも、原則として、お取引依頼を受けた旨の確認の通知を当行所定の方法により行います。
- (3)「オンライン振込」取引の依頼における振込先口座(次条第1項に定める振込先口座をいいます。次号において同じとします。)の指定に係る情報(口座名義を除きます。)に一致する口座が存在しない場合(以下「口座不存在」といいます。)、かかる口座は存在するものの口座名義が相違する場合(次条第1項第3号の場合を除くものとし、以下「口座名義相違」といいます。)その他当行所定の当該「オンライン振込」を実行することができないことが予め明らかな事由がある場合には、お客さまに対し、その旨(口座名義相違の場合にあっては、当該口座名義相違に係る口座の正しい口座名を含むものとします。)の通知を当行所定の方法により行います。
- (4)「オンライン振込」取引において、実施結果もしくは取引依頼の確認の通知内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当行まですみやかにご照会ください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、口座不存在もしくは口座名義相違の場合(ただし、前号に基づいて行われた口座名義相違の通知に係る口座を振込先口座とする「オンライン振込」取引の依頼を当行所定の方法によりお客さまが依頼した場合を除きます。)またはその他の理由(残高不足の他、当該引落口座の解約または取引店の変更により当該引落口座が閉鎖された場合、貸付の延滞・差押による支払停止およびお客さまからの申し出による通帳・印鑑の紛失による支払停止等の場合も含みます。)により当該取引において引落しが成立しなかった場合、当行は、当該取引を実行する義務を負いません。
- (5)お客さまが、「オンライン振込」取引の依頼をした後に、サービス指定口座または内国為替手数料の引落方法の変更を行った場合、当行は当該取引の依頼時における届出内容に従って当該取引を処理するものとします。

第6条 「オンライン振込」取引等

1. 内容

- (1)当行または他の金融機関の国内本支店の口座のいずれかをお客さまが「振込先口座」と指定し(以下かかる口座を「振込先口座」といいます。)、その「振込先口座」にて Biz オンライン振込利用規定に基づいて振込を実施することを当行に対して指示して依頼した振込取引を、当行は「オンライン振込」として取り扱います。
- (2)「オンライン振込」の実施にあたっては、第1条第6項第2号の規定に従い、当行所定の振込手数料ならびに消費税をいただきます。この場合、当該取引の依頼時における手数料体系が適用されます。
- (3)振込先口座は、振込先の金融機関の合併等があった場合や、お振込先のご都合により口座名が変更された場合等に、お客さまからの届出なしに当行が変更することができます。
- (4)「予約オンライン振込」取引を利用するお客さまが、当行所定の「オンライン振込」依頼の受付終了時刻を経過後に「オンライン振込」を依頼した場合、当該「オンライン振込」の実施日は当該依頼の受付日の翌営業日となります。この場合、お客さまは当該受付日当日中に振込金額および BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第2条に定める「申込書」において届け出た内国為替手数料の引落方法が都度引落す方法による場合は振込手数料ならびに消費税との合計額を引落口座に準備しておくものとします。当行は当該受付日の翌営業日に引落口座から資金を引落しのうえ、振込先口座あてに振込を実行します。
- (5)「予約オンライン振込」取引において、残高不足その他の理由により当該「予約オンライン振込」依頼の受付日の翌営業日に資金の引落しがされなかつた場合であっても、第5項に基づく当該「オンライン取引」の実施結果の照会が当該依頼の受付日の翌営業日以降になされた場合を除き、当行はその旨の通知は行いません。

2. 上限金額および上限件数の設定

- (1)当行は、「オンライン振込」取引において「1日(操作日)」(基準は「午前零時」とします。)当たりに振込むことができる(「予約オンライン振込」取引の依頼を含みます。)上限金額および上限件数ならびに「オンライン振込」1件当たりの上限金額を定めます。
- (2)お客さまは、当行所定の届出方法により、前号に基づき定められた金額の範囲内で、引落口座ごとの「オンライン振込」1件当たりの上限金額を各設定できるものとします。

3. 「オンライン」取引の実施日

「オンライン振込」の実施日は、「予約オンライン振込」を除き、受付日当日とします。

4. 他行あて振込の停止

他行あての「オンライン振込」を行う際に、引落口座ごとに当行所定の回数連続して口座不存在、口座名義相違その他当該「オンライン振込」を実行することができない当行所定の事由がある場合、当該引落口座から他行あての「オンライン振込」はご利用できなくなります。この場合、当該引落口座から他行あての「オンライン振込」を行うためには、銀行窓口等における書面でのお届出が必要になります。

5. 「オンライン振込」取引の実施結果の照会

「オンライン振込」取引の依頼をしたお客さまから、当行所定の期間内において、当行所定の方法により当該「オンライン振込」取引の実施結果の照会がなされた場合、当行は、お客さまに対し当該取引の実施結果の通知を当行所定の方法により行うものとします。

第7条 「オンライン振込」取引における依頼内容の訂正・組戻し

BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第13条の規定は、「オンライン振込」について準用します。この場合において、同条第1項中「本規定の第10条第3項」とあるのは「Biz オンライン振込利用規定第5条第3項」と、同項中「第11条および第12条」とあるのは「Biz オンライン振込利用規定第6条」と、「第1条第5項第2号」とあるのは「Biz オンライン振込利用規定第1条第6項第2号」に、それぞれ読み替えるものとします。

第8条 振込先口座名の不開示

お客さまは、第5条第4項第3号に規定する通知に係る振込先口座の正しい口座名については、これを第三者に対して開示しないものとします。

第9条 利用目的の照会等

振込以外の目的でお客さまが「オンライン振込」を利用し、または利用していることが疑われる場合には、当行は、お客さまに対して、その利用目的を照会することができます。この場合には、お客さまは、当行の照会に対して速やかに誤りなく回答し、当行に誠実に協力するものとします。

第10条 解約

1. お客さまが第8条に違反して第5条第4項第3号に規定する通知に係る振込先口座の正しい口座名の第三者への開示を行ったと認められる場合、前条に定める当行の照会に対して正当な理由なく回答しない場合、または不正の目的にて「オンライン振込」を利用した事実もしくはそのおそれがあると認められる場合、当行は、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第22条第3項乃至第6項の規定にかかわらず、なんらの催告なくして本サービス(オンライン振込)の契約を解約することができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。
2. 前項その他の事由により本サービス(オンライン振込)の契約が解約により終了した場合には、その解約時までに処理が完了していない「オンライン振込」取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

以上